

座談会

司 法 試 験

中大法学部の現状と我々の果たすべき役割

出席者 (敬称省略・順不同)

法 学 部 教 授 長	内 了
法 学 部 教 授 長	角 田 邦 重
法 学 部 教 授 長	三 和 一 博
法 職 事 務 室 長	大 場 秀 男
学 校 法 人 中 央 大 学 理 事	安 原 正 之 雄
学 校 法 人 中 央 大 学 理 事	高 橋 守 雄
学 校 法 人 中 央 大 学 監 事	松 崎 勝 一
法 職 教 育 検 討 委 員 会 委 員 長	新 井 嘉 昭
中 大 法 職 講 座 運 営 委 員 会 委 員	中 村 茂 八 郎
中 大 法 曹 論 講 師	才 口 千 晴 夫
中 大 司 法 演 習 講 師	中 津 津 靖 夫
中 大 司 法 演 習 講 師	吉 川 壽 純
学 研 連 事 務 局 長	木 村 美 隆 信
幹 事 長	柳 澤 義 信
副 幹 事 長	及 川 昭 二 昭
事 務 局 長	森 田 昌 昭
担 当 事 務 次 長	堀 川 文 孝
担 当 事 務 次 長	伊 井 和 彦
会 報 編 集 委 員 会 委 員 長	岸 巖 夫
会 報 編 集 委 員 会 委 員	吉 田 和 夫
会 報 編 集 委 員 会 委 員	千 葉 宗 武

◆日時 平成8年8月10日(土)午後1時10分開会
 ◆会場 私学会館(アルカディア市ヶ谷)6階

一、中大法学部における不振の現実とその原因

1、司法試験合格者数「万年三位」の現実とその原因

2、平成三年以降の総合合格者数増加の影響

3、合格者数の伸び悩みの原因

① 偏差値教育と中大法学部入学者の資質

② 現在の中大法学部学生の意識と気質

③ 司法試験挑戦への意欲の減退と躊躇

④ 就職状況と司法試験浪人の間尺

⑤ 司法試験予備校の影響

⑥ 都心の大学との比較

二、中大法学部における法曹養成教育の現状と問題点

1、法職講座・答練の現状と問題点

① 予備校との比較

② カリキュラム上の問題

③ 学生の受講状況（学生の期待に充分応えているか）

④ 駿河台研究室の現状

⑤ 法職講座・答練による成果と現実

2、法曹論講座及び司法演習の現状と問題点

① 法曹論講座の果たしている役割（法曹志望の啓蒙）

② 司法演習の人氣と講座選択の現状（カリキュラム上の問題）

③ 検察官講師・弁護士講師派遣の意義とその問題点

④ 派遣講師から見た学生の現実と司法演習の問題点

⑤ 司法演習の成果と効果発生時期

⑥ 今後さらにどのように制度を発展させていくべきか

3、中大法学部としての司法試験への対応

① 司法試験制度の改革（合格者増、少数回受験者優遇枠制度）に伴い、学生にどのような指導を行なっていくか

② 優秀な人材獲得のためにどのような方策があるか

③ 大学として受験環境をどのように整備できるか（駿河台研究室、学研連との協力体制等）

④ 一般法学教育と法曹養成教育をどのように両立させていくか

三、これからの法曹養成教育と中大法曹会の役割

1、合格者大量増加と受験教育偏重の影響

2、法曹資質養成教育の必要性と受験教育との両立

3、現役法曹が大学法学教育に参加・協力することの意義

4、現在の司法演習以外にどのような参加・協力が考えられるか

5、現役法曹の中から常時人材を大学に派遣・推薦できるシステム

一、はじめに



伊井 それでは、ただいまから中大法曹会の座談会を始めさせていただきます。

まず最初に、会報編集委員会委員長の岸先生からごあいさついただきたいと思います。



会報編集委員会委員長挨拶

岸 ただいまご紹介をいただきまして中央大法曹会の会報編集委員会の委員長を仰せつかってはいる岸 巖と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は「司法試験—中大法学部の現状と我々の果たすべき役割」というテーマで座談会を企画いたしましたところ、ご多用中にもかかわらず、大学側からは長内法学部長、角田前法学部長、三和法職講座運

宮委員会委員長、それから法職事務室長の
大場秀男先生の四先生にご出席いただきま
した。

それから中大法曹会出身の大学の理事安
原先生と高橋先生、それから監事の松崎先
生の三名の先生にも特別に出席していただ
きました。

また中大法曹会と学研連の関係では、新
井法職教育検討委員会委員長、中村法職講
座運営委員会委員、「法曹論」「民事訴訟法
特講」講師の才口先生、「司法演習」講師
の中津先生と吉川先生、それから木村学研
連事務局長、執行部からは柳澤幹事長を初
めとする執行部の諸先生、たくさんの先生
方が、お暑い中、特に土曜日の時間を割い
てご出席をいただきました、主催者といた
しまして厚くお礼申し上げます。

さて、わが中央大学ですけれども、二一
世紀には日本一の大学にするというような
合言葉のもとに、大学関係者が現在一九と
なって努力をなさっているわけでごしま
す。今年の箱根駅伝は三二年ぶりに優勝を
果たすことができました、我々もその喜び
をともにすることができたわけでありませ

ところが、わが中大法曹会として、最も
関心を持っておりますところの司法試験の
合格者は、年々合格者の枠が増大している
にもかかわらず、わが中央大学は、昭和四
五年まではずっと一位の地位を維持してき
たにもかかわらず、最近では3位に定着した
というような感を呈しております。今年は
三位も危ないんじゃないかということが危
惧されていることは、皆様方もご承知のと
おりだろうと思えます。

それに引き換え、慶応義塾大学とか早稲
田大学の最近の躍進は目ざましいものがあ
るわけです。中央大学がそういうふうになっ
て、早稲田大学とか慶応大学が伸びたとい
うのには、何らかの原因があるだろうと思
いますので、その辺も本日、話し合ってい
ただきたいと思えます。

そういうような中で、中大法曹会として
は、中央大学の中核である法学部の法曹教
育の現状とその問題を分析して、司法試
験の不振の原因を究明し、今後将来にわたっ
て法学部の法曹教育に関して、どのような
改善策があるのかどうか、それに対して、
中大法曹会としては、どのような協力また

は役割を果たすことができるのかというこ
とに関しまして、本日ご出席の先生方にご
意見をお聞きしたいと思っております。ご
ざいます。

司法試験の合格者を増やさなければ、ど
うしても法学部の内容が高まらないわけ
です。ましてや、法学部が中大をリードし
ていかなければ、とても二一世紀に日本一
の大学になるということは無理だろう
と思えます。

本日レジュメに記載されている内容は、
非常に重要な問題を含んでおり、かつ多岐
にわたっております。本日、ご出席の大学
側の先生方と法曹会側の先生方に問題点に
ついてご意見をちょうだいし、それに対す
るどういような改善策があるのかという
ことをご提示いただきました、両者が一層
協力し合って、法学部発展のために少しま
も役立つならば、というような期待を込め
て本日の座談会を開催したわけございま
す。

簡単ではございますが、一言ご挨拶を申
し上げました。(拍手)
伊井 それでは、幹事長の柳澤先生、お願

いたします。

中大法曹会幹事長挨拶



柳澤 中大法曹会
の幹事長を仰せつ
かっております柳
澤義信でございます。

先ほど会報編集委員長のご挨拶の中にも
ございましたように『中大法曹』の第一六
号を発刊するに当たりまして「中央大学の
法曹教育の現状と我々の果たす役割」とい
うことで座談会を開催いたしましたわけでござ
います。大学側、また特に現職の大学の
理事・監事の先生方、関係の先生方が多数
ご出席いただきました。どうもありがとうございます。
でございます。

先ほどのご挨拶と少し重複いたしますが、
本年度中央大学司法試験受験者数、短答式
試験の合格者数が減ったということで、他
の大学との比較におきまして、最終合格者
数が第三位の地位を失って、第四位以下に
なるのではないかとという心配をさせている
わけでございます。

中央大学では、昨年の秋に、総合企画委
員会が理事長に対しまして、第一次答申を
されましたが、中大法曹会の大学問題委員
会では、この答申について、法職教育の充
実という観点から、後楽園校地の多角的利
用方法、夜間部問題、法学部の臨時定員の
恒常化と、これに関連する校地問題につい
て具体的に検討いたしました。大学に対し、
意見具申をする予定にいたしております。

また、最近の「学員時報」に登載されま
した、本日ご出席の法学部長・長内 了先
生のご論稿によりますと、法学部教授会は、
本年六月に国家試験に関する総合的対策を
学部として検討するという学部長提案を大
筋において了承され、受験者の母数の確保、
これは臨時定員の恒常定員化というふう
に申されております。司法試験に対するチャ
レンジ精神の育成、受験指導体制の強化と
受験生への支援体制などの課題について取
り組んでいかれるということでございます。
これによりまして、これまでばらばらに対
応してきた国家試験問題を総合的に考える
体制をつくるために、法学部が動き始めた
というふうに報道されているわけござい

ます。誠に力強い限りでございます。

本日座談会は、このような状況の中で、
特に司法試験における中央大学不振の原因
の分析、法学部における法曹養成教育の現
状と問題点、中大法曹会の果たすべき役割
などを中心といたしまして、司法試験受験
の指導に関係の深い先生方のご意見を交換
していただくことになっておりますようござ
います。

どうか先生方には、先ほど委員長が申し
上げましたように、これまでの豊富な知識
とご経験を活用していただき、活発なご意
見を賜りまして、本日の座談会を末りの多
いものにしていただきたいと念願している
わけでございます。

どうかよろしくお願いいたします。(拍
手)

伊井 本日は、中央大学法学部から、長内
法学部長を初め角田先生、三和先生、大場
先生にいらっしゃっていただいております
ので、まず、長内法学部長から一言ご挨拶
をお願いします。

法学部長挨拶及び大学側出席者紹介



長内 ご紹介いただき
ました法学部長の長内でございます。

本日 このよう

な座談会の機会を設けていただき、私どもの考え方をお伝えできる機会をおつくりいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、中大法曹の諸先輩には、司法試験をめぐる法学部のさまざまな取組に対して積極的なご協力をいただいております。とりわけ角田前法学部長のもとで法曹という世界に学生の目を開かせる目的で「法曹論」「司法演習」という授業科目が開設されて、毎年四〇名近い中大法曹会の先生方にご協力をいただいております。

中央大学にとって大きな課題であります司法試験が、このところ非常に厳しい状況にあるということを私どもも重々認識しております。しかし、外の先生方から見ると、大学は何もしておらぬのじゃないかというようなご批判をいただかなければ

ならない面も多々あるかと存じます。私どもは、私どもなりに、将来の中央大学の学生の教育について、全力を注いできたつもりですが、とりわけ、この司法試験という課題については、大学と法曹の諸先輩とが、いろいろな形で力を合わせていかなければならない課題が非常に多くございます。その意味で、私たちは、このような機会を通してお互いの信ずるところを率直に述べ合い、後輩の育成に向けてのよりよいシステムをつくっていかねばならないと存じております。

ただ自身は外国法を専門としている人間で、司法試験あるいはその他の国家試験について得意とする人間ではございません。幸いなことに、前任の角田先生、そして法職委員長の三和先生が、私の至らざるところを引き受けてくださっております。学部長といたしましては、こういった機会を通じて、さまざまなご意見をいただきながらそれを取捨選択し具体的な政策として組み立て、学部教授会全体の理解とバックアップを得ながら実現していくに必要な環境整備に努めるのが、今期学部長の務めである

と存じております。いろいろ至らざるところも多いかと存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。

伊井 では、長内先生、申しわけありませんが、学校側の先生についてご紹介をいただけますでしょうか。

長内 まず、私のすぐ右隣が角田邦重教授です。前任の法学部長で、この間の大学改革を中心になって、本当に大変な力仕事をやってくださいました。専門は労働法です。なお、角田先生は、司法修習を経験しておられます。

次が法職講座運営委員長の三和一博先生です。専門は民法ですが、法職講座の運営委員長として、本当に全力で取り組んでいただいております。実は、先生は来年度一年間、在宅研究制度を利用し学者としての仕事をまとめたという意向でしたけれども、私がつたつてお願ひを申し上げ、法職講座運営委員長として統投を願った次第です。

それから、そのお隣りは、法職事務室長の
大場秀男さんです。大場さんは、法職の
学生たちにとって「おやじさん」のような

存在で、学生たちのさまざまな指導を担当していただいております。今日お配りした資料の相当部分は大場さんの手で作成されたものです。以上簡単ですが、ご紹介申し上げます。

中大法曹会側出席者紹介



新井 それでは中大法曹側のご参加の先生方を席の順にご紹介を申し上げます。

今、大場先生までご紹介がありましたが続きます。安原先生、中央大学の理事でございます。私ども中大法曹会の前幹事長を務めていただきました。それから、その隣が、同じく中央大学理事・高橋先生です。続きまして、中央大学監事・松崎先生です。その次が、法職講座運営委員で、法職教育検討委員会の元委員長、現在も委員を担当いただいております中村茂八郎先生。続きまして、学研連の事務局長の木村先生。それから会報編集委員会の委員を務めていただいております千葉先生です。

それから、中大法曹の執行部の事務局長・森田先生、担当の事務次長・堀川先生、執行部の副幹事長・及川先生、編集委員会の吉田先生。続きまして、才口先生ですが、才口先生には司法特設講座の「法曹論」の講師もしていただいております。法職教育検討委員会の委員もお務めいただいております。それから司法特設講座の「刑法」の講座を担当いただいております吉川先生と「憲法」を担当いただいております中津先生です。

私は司会者の一人を担当いたします法職教育検討委員会委員長の新井です。もう一人の司会者は、この担当事務次長の伊井先生です。

それから執行部の幹事長・柳澤先生です。それから先ほどご挨拶をいただきました会報編集委員長の岸先生です。以上です。

二、中大法学部の司法試験における不審の現実とその原因

伊井 それでは、時間も大分たちましたので、早速中身に入らせていただきます。

本日、お手元に座談会のレジュメがいていると思いますけれども、これに従って順番に進めさせていただきます。

まず一番目のテーマとして「中大法学部の司法試験における不振の現実とその原因」というテーマについて、後々、現在行われている教育、これからどうするべきかという議論をさせていただきますが、その前提として、ここ数年の中大法学部の現状を知っておく必要があるということ、このテーマを設けさせていただきました。

そこに一として「万年三位」の現実とその原因」、二として「平成三年以降の総合格者数増加の影響」とありますが、本日お配りした資料を見ていただければわかりますとおり、かつて、中央大学法学部は、司法試験は昭和二六年から昭和四五年まで、ずっと一位だったわけですが、その後、二位になったり、一位になったりという状態になり、平成になってからずっと三位、しかも平成三年以降は、合格者の数が六〇〇名、七〇〇名というふうに徐々に増やされておりますが、残念ながら、中央大学の合格者数には、それがなかなか反映されてこ

ないという現実がございます。この不振の現実の原因がどこにあるかということについて、実はこの座談会の打ち合わせをする段階で、今の学生の現状というか、そういうものを見つめなくちゃいけないというお話が出てまいりました。

ここに①から⑥まで伸び悩みの原因として挙げておりますが、どれに限定するということじゃなくて、これらのことについていろいろお気づきの点や、日ごろお感じになつている点をお話しいただければと思います。

最初に、直接今「司法演習」等で学生と直接触れ合っておられまして、今の学生気質とか学生の考えていることを一番よくご存じの才口先生に口火を切っていただけるとありがたいと思います。

受験に消極的な学生たち



才口 私は、昨年まで「司法演習」の講師を仰せつかっており、今年からは「法曹論」「民

事訴訟法特講」と司法試験の「破産法」の調査委員を仰せつかっております。

司会者のご指摘の、今の学生の気質はどうなのかという点ですが、昨年まで二年間「司法演習」の講師を務め、また今年「法曹論」を担当し、かつ「民事訴訟法特講」を担当した印象から申し上げますと、高校を卒業して大学に入りました学生、特に一年生は、偏差値教育に毒されたといひまじょうか、非常に影響を受けた学生が多いように感じております。特に「司法演習」の学生の中でも、司法試験を受験するということについての意欲を持っている者が多いんだろうと思えますけれども、あまりそれをあからさまに出さない。かつての我々のころは、最初から司法試験をやるうかと剥き出しになっている連中が多かったと思うのですが、今の学生はなかなかそういうことを積極的に言わない。

なぜかこういうことを聞いてみますと、「自分には自信がない。」「自分は東大あるいは早稲田、慶応を落っこちて中央大学に入ってきた。」そういうことで、難関と言える司法試験を突破する自信がないという

ことが、半分ぐらい意識の中にあるということを感じております。講師である我々が、彼らを手取り足取りひもといてあげますと「司法演習」の授業の終わる最後のころには「やってみよう」という意識に変わるんですが、どうも自信のなさが先にあらわれて消極的になりすぎているんじゃないかという感じがいたします。

特に今年感じましたのは、「法曹論」で、学生八〇〇人の内約六〇〇人受講していましたが、非常に熱心に「法曹論」を担当した講師の話を聞いてくれました。「法曹論」は、私が弁護士、佐藤判事が裁判官、山本検事が検察官、それから小島武司教授が大学の先生という立場で、四人で担当し、三時限ずつ担当した後、最後にパネルディスカッションをやったのですが、その中で感じたことは、やっぱり自信のなさみたいなものがあらわれており、それがなぜか、我々には非常にはがゆいという気持ちに感じられました。もっと中央大学の法学部に合格してきた学生であるならば、そして本当に司法試験という国家試験に挑戦する意欲があるならば、もっと自信を持った形で

のあらわれ方とあらわし方をしてもよろしいのじゃないかというふうに感ずるんですが、彼らを導いてそこに到達させるまでには、かなりの時間がかかるような気がします。

「司法演習」あるいは「法曹論」等を担当しております中大法曹会から派遣された講師が、どうやって学生の意欲をひもとして、言ってみれば啓蒙して、何とか受験できるような体制に持っていったらげられるかということが、今日の一番の課題ではないかという感じがします。

「司法演習」の講座が開設されて四年目になりますか、いずれ開花する時があるだろうと思いますが、その一つの方法として、一年生が入学してきたときに、法曹論でどのように意欲を啓蒙してやるかということが一つ、その後は「司法演習」で仕上げるという形でのカリキュラムの組み方、方法を、真剣に考えてやれば、多くの成果が期待できるという感じがいたします。

伊井 ありがとうございます。
今の才口先生のお話では、最初から司法試験にチャレンジするという自信、意欲を

持っていない法学部の学生が、最近増えているのではないかとすることですけれども、これは大学側の先生にお聞きしたいのですが、実際、そういう状況を大学側としてもお感じになっているのかどうか。角田先生、もしご感想等あれば、お話しいただきたいと思えます。



角田 「法曹論」あるいは「司法演習」を受講した学生に対して毎年アンケートを取っております。それを見ますと、一年生のときに「将来法曹の職を希望している」という学生が七割〜八割おります。

ところが、「司法演習」を受けてみて、一年の終わり、あるいは二年の終わりになりますと、大体「司法演習」を受けている学生の中でも、五割ぐらいになってきています。それが実際に勉強に入ってみて、あるいは入口まで行ってみて、これはなかなかかたやすいものではないということを考えて。同時に、就職のことを考える。三年終わって四年になったら、会社回りをしなく

ちゃならないということを考える。現実的に認識を始めるということがそれなのかというふうに感じております。

もう一つ、才口先生がおっしゃいました若者気質というのでしょうか、今の一八歳人口の若者の世代と私や才口先生たちの世代の違いです。正面からぎらぎらしたものを出して、おれはこれをやるんだと言うと、みんなに大体嫌われますね。ですから、外に出したがりません。必要以上に、あるいは実力もないのに、自信だけ先走っているというふうにみられることを、仲間同士では、あまりいいことのように思われません。グサイというふうに見られます。そういう点で言いますと、本当にやれそうだなというふうになったとき、初めて「受けてみようと思うんだ」と言う気質だと思います。最後に、学生が東大、早稲田、慶応、こういうところを受けて、そして落っこちたから、中大に来たんだという意識は、率直に言っているとあります。おそらく入試の資料がありますので、ごらんになればわかりになると思いますが、そういう偏差値教育の問題だと思えますが、これを一回、

振り切ってやるためには、時間がかかる。そういうための場所として「法曹論」なり「司法演習」は非常に大きな役割を果していると思います。

ほかの場で、中大のちょうど我々の世代の方たちに、弁護士会がお会いする機会があったときに、「今の弁護士会や検察庁を現実的に動かしている中大卒業生は非常に多いんだ。しかし、若い人たちが続かない。その後の活動に熱心に取り組んでくれる元気のいい層が、中大卒業の弁護士に少ない。司法試験に合格しても、少し元気が足りない人たちが増えてきはしないか」という感想を漏らされたことがあります。さて、中大生の堅実さというのが、どこかで一回断ち切られて、視野の広がりを持つ機会がそんなに少ないのかなと思って、若干さびしい思いをしたことがありますけれども、ほかの大学と比べて、よく「早稲田のハッタリ」「中大の堅実」と申しますが、そういうのが、あるいは若干あるのかもしれないと思っております。

伊井 ありがとうございます。

今の学生の気質とか、そういうことにな

ると、我々としてはよくわからないところがあるんですが、司法試験受験団体の学研連の各研究室においても、今、お話に出たような学生の質の変化、気質の変化は及んでいるように聞いております。学研連の事務局長の木村先生がお見えになっておりますので、学研連として直接先生自身も受験生の指導に当たっておられるお立場から、どんなご感想をお持ちになりますか。

現在の中大法学部学生の意識と気質



木村 私も学研連の出身で、現在も出身の正法会の指導委員長をしていますので、学生

と寝食をともにして話をする機会もありますが、今、お話の出ました自信のなさというか、チャレンジ精神に欠けているというか、こういう面は、学研連の学生を見ても同じ感じがいたします。

学研連というのは、どこの研究室でも一応入室試験をやりまして、本人の意思や意欲を評価した上で、入室を許可しているわ

けですから、一般の学生よりは、そういう意欲が少しはあることが当然だろうと思うんですけども、それでも一年生で入って、二年生になるころには、ほとんど研究室に出て来なくなる、いつの間にかやめてしまっているというようなケースが、決して稀ではありません。

かつて研究室が盛んであったころは、若干、途中で脱落していく人がいたというものの、研究室全体が盛り上がっていたために、多くの人は必死になってそれについていくうちに受かっていった。1+1=3になるようなプラスの相乗効果があったような気がするんですが、最近ではむしろお互いに弱者同士が、傷をなめ合っているような、むしろマイナスの相乗効果みたいのが感じられて、その辺が私ども一番気がかりなことです。

ただ、私もあまり悲観論ばかり言っているでもないのですが、学生にこういうことを言うんです。偏差値教育が言われて大分久しいんですけども、かつて偏差値と言われるものがない時代でも、別に中央大学が東京大学よりも偏差値的に上であつた

ことはないはずで。にもかかわらず、二〇年間にわたって、合格者トップを守り続けてきたこともあるのだと、だから学生にはもっと自信を持ってやってほしいと言っておられますし、中には、それを素直に受け取って、やってくれる人もいないわけではない。そういうことに私自身、幾らか希望を持っておられます。

伊井 ありがとうございます。

今、お話に出たようなことに何かつけ加えて、やはり同じ「司法演習」で学生と接しておられる吉川先生、いかがでしょうか。



吉川 「司法演習」で私は「刑法」を担当しております。今の子供たちは偏差値というのを、

固定的な感じでとらえていて、今七〇ならば将来も七〇というふうに、思い込んでいくようです。今まで中学、高校の間に締めつけられてきた、その固定的になったものを溶かすには、かなりの時間がかかるだろうというふうに思います。

我々の時代に比べると、今の子供たちは、

非常に素直なんですね。これは我々よりは枠にはまって、例えば刑務所見学をするときには、こうこうしなさいと言っていると、びっくりするほどにちゃんとした服装で行く。この従順さは驚くほどです。この従順さが、自分を小さくさせているから、逆に教育をする方が魂を吹き込むならば、また変わっていくんだらうという感じを持っております。

もう一つは、学校が別世界の八王子の山の中にありますので、私はあそこの授業に行くと、独立のキャンパスのように感じる。ミニスカートの女子学生がワンワン歩いて、凌ぎを削るような受験の雰囲気とはほど遠いし、我々がお茶の水でやってた雰囲気とは随分違うということです。

それから今の子供たちは、アルバイトに對する抵抗感がないものですから、司法試験を受けますと言いがら、アルバイトで喫茶店に行っています。働くことは、結局勉強時間を奪っていることですけれども、そういうこととの違和感がないから、アルバイトに入って足を染めていくと、自然と勉強よりは、そちらの方の匂いをかいてい

く。いい子たちがだんだん消えていくということがあるんですね。

我々の時代は働かないで、凌ぎを削って、食べたい物も我慢してやってきました。今は、豊かな中でアルバイトをしながら、若干潤ってやっていくということがありますから、アルバイトをやるうとする雰囲気のものをお切るということは、これまで難しいんですね。だから、それが司法試験の勉強にも足を引っ張っているのかなというふうに思います。

長内 今の学生気質について、いろいろなお話がありました。私からも一つつけ加えてお話をさせていただきます。大学は今、父母連絡会という現役の学生の父兄の組織を持っています。この夏全国の父母連支部を回って父兄の話聞いてまいりましたが、司法試験問題については、「受かるか受からないかわからない試験にいつまで取り組ませたらいいのか」という不安を持っている親たちが実に多いんですね。

中央大学法学部の学生にとって卒業後の民間へのチャンネルが今では非常に広がっています。他の選択肢が沢山ある中で、オ

ルオアナッシングの試験で結果が出なければどうなるんだ。本人も不安だし、親たちも不安なんですね。中央大学で司法試験を志す諸君の多くは、司法試験一本なんです。例えば早稲田の学生ですと、司法試験と国Ⅰの併願が非常に多いのですが、本学ではそれが少ない。この辺のところも、司法試験がだめだったらどうなるのかという学生の不安につながる。

司法試験一本だけで走っているために、選択肢が狭められ、逆に自信喪失、周辺の不安、こういうものが増幅されているのではないかと考えております。

伊井 ありがとうございます。三和先生もお願いできますか。



三和 繰り返しのようになりまして、けれども、司法試験を目指している受験生には二種類あるような気がします。

一種類は、一年に入ってきてまして、意欲は持っていると思います。大体八割ぐらい「司法演習」を受けまして、法職講座にも

相当数まいますから、八割くらいはおそらくやる気があるんだろうと思います。

それが今もお話がありましたように、どこまで続くかという点で、諦めが非常に最近はよろしいわけです。冒険しようという気が少ないものですから、そのうちのほとんどが脱落していっちゃう。特に二年生の終わりごろ、二年生の学年末試験が終わりまして、三年になる一番大事なころになって、どうしようか、司法試験に自信がなくなったから、海外へ旅行したり、いろんな遊びをやった方がいいという学生が多くなっています。

そういうときに、黙って来ている連中が残りました、就職の段階になりました、就職するか試験を受けるかというときに、最近特に就職試験が難しくなってきましたから、安易に「司法試験を受けます」という形で、三年、四年になってから試験をうけるというふうに変わってくる学生がいるわけです。それなら、なぜ一年のころからきちんとやらないのか。三年、四年になってから、試験を浪人しても受けません、こういうのが最近増えてきております。こ

ういう学生をどこまでも指導できるかという問題が後で出てくるかと思えますけれども、そういうことがあります。

もう一つは、頭のいい連中は一年、二年で切り換えまして、すぐ就職なら就職に切り換えていくわけです。そういう連中の方が、我々が見えています、彼らは頑張れば試験に受かるんじゃないかというのが、案外器用に相応しい商社に入ってしまう。相当能力を持っている者もいるわけです。それで中ぐらいの人たちが、試験を狙っているという現状なんですね。

もう一つ、学部長が先ほど言っていましたように、一本しかやらない。例えば司法試験をやりながら公務員をやる。早稲田の場合には、国Ⅰを狙っていると言われまして、たけども、必ずしも国Ⅰは多くないんですが、司法試験を狙いながら地方公務員・県庁関係ぐらまでは試験を頑張るといのが早稲田の場合には多いんですね。そういう余裕が中大生の場合には少ない。

だから、司法試験がだめだったら、早い機会に司法書士の学校に行ってしまう。司法書士も結構ですけども、司法試験を受

けて、次にということをやらないのか。初めから「私は司法書士でいいです」と言う。現に、昨年度学生総代になりましたのが、私のところにいた女子学生で、司法試験をやっているはずなんですけれども、司法書士を受けると頑張りまして、在学中に司法書士をちゃんと受かっているので、続いて「司法試験をやらないか」と言いましたも「もうやりません」と言う。できる学生があんまり短い期間で自分の将来を決めてしまふ。

吉川 三和先生が言われたのと全く同じで、優秀な人ほど司法試験から遠のいていく。真ん中より低い人たちが、周りが見えないということ、司法試験を目指しているように感じます。賢い人は先が見える。我々の年代以上によく先を読んで、落ち着き先をよく見て行くという傾向が非常に強くなっている。

今、三和先生が言われたように、私自身の経験でも、司法試験にいいかなと思っただけで、司法書士の試験を受けると言っていた子がいます。本当にできる子の中には、四年生になって地方公務員を受けた子がいる

んですけれども、非常にセンスがいい。柔軟な人で、もう少し誘惑さなければ、真っ直ぐに行けるのではないか。そうすれば違っていくんですね。逆に、この人は仮に司法試験に入っても通用するのかなと、こういうことを我々の立場で言っただけじゃないんです。そういう人たちが今でも受けようというところでやっているんですね。その辺、教えていてちょっと考えちゃうところですね。

他の私立大学との比較

伊井 例えば同じ私立大学、早稲田大学でも慶応義塾大学でも、最近は何しろ合格者の数が増えてきておりますね。子供たちの気質云々ということ言えば、どこの大学でも同じだと思いますけれども、小さいころから塾や予備校へ行っていたということでは同じですが、特に中央大学の場合、目立つのが、ほかの大学が伸びているのに比べて、中央大学が伸び悩んでいるというかとどまっている状況があるんだらうかという気がするんです。その辺、大学の先生方

はどういうふうな考えられますか。
三和 早稲田と明治と中大の三つを比べておきますと、中央大学の資質は悪くないんですけれども、多摩で純粹培養されているみたいな感じがするんですね。周りがあまりすれてないものですから、まじめでおとなしくやっている。

早稲田や明治の連中は都心におりまして、周りがガタガタやっておりますから、いろんな形でぶつかる場合が多いのではないかと印象を受けますね。コンパや合宿をやっても感じるんですけれども、もまれてる。ですから、早稲田の連中は司法試験だけでなしに、何かほかのことをやりながらやっている。明治も商社も狙いながらやっている。明治なんか試験はあまり受からないんですが、それでもぼつぼつ受かっているのは、そういう両方をやりながらやっているのが多い。それが一つしかやっていないというのが、中央の現象なんです。

伊井 多摩キャンパスというのは自然にも恵まれていますし、勉強するにはすごくいい環境のように思えますけれども、それが逆に、純粹培養というお話が出ましたが、

そういう競争心とか闘争心的なものにかけような雰囲気になっているところもあるんじゃないかな。

三和 その辺をいい方向に向けていけばよくなるんだろうと思いますので、そこを法職の方で考えながら、しごいていく以外にないんじゃないかという気がするんです。

長内 司法試験で急速に伸びている大学として今話題になっている五つの大学と比べて今と、他に受からなかったので不本意ながら入学したという意識を持っている学生が多いのは残念ながら中大です。ですから、その意識を取り除いて自信をもたせてやるというプロセスが必要だと思います。

多摩移転が、いろいろな意味で、指導体制に大きなマイナスを及ぼしたという指摘もございすけれども、それ以上に問題なのは、ある意味で「負け犬」意識を引きずりながら中大におさまった学生たちをエンカレッジするものがないということではないかなと考えております。率直に申し上げて、入学時点における偏差値で見ますと、中大法学部は、たしかにライバル校に比べて低い水準にあります。そこを率直に認め

た上で、物事を考えていかなければならぬだろうと思います。

角田 少し時間的な経過を追っていきますと、中大は司法試験だけしかなかったと言ってもいいくらい全力を集中してきた。ほかは何もやらなかったと言ってもいい。そこへ予備校ができた。中大には学研連があった。中大へ行くんじゃないし真法会に行くんだという入学生がいたかもしれません。

予備校がそれにとって替わるようになった。それから他の大学との比較から言いますと、早稲田は中大に比べますと、中大が八〇〇に対して早稲田は一、二〇〇で一・五

倍の法律学科の人数を持っております。慶応は六〇〇で、同じように中大方式の司法試験教育をやっております。そういう点では、一般的に言いますと、今、名前の上がっております大学では、取り組みが平均化している。そして最後の詰めの場合が予備校に移っている。

予備校では大学を超えた同期生、大学を超えた一緒の何とか教室、といったような勉強グループが最後の勉強の仕上げの場に

なっている。大学で完結して勉強させている大学は、どこもないと思います。総体的に言えば、中央大学が一番進んでいる。それはある意味では、多摩であるからこそ、大学が前面に立って考えなければならぬというところから始まって言っているというくらい、環境整備に力を入れているということだと思います。



中津 私は、昭和三年入学、昭和三六年卒業ですが私達のときも、多くの友人が第一志

望の大学に落ちて、第二志望の中大に入学したという意識はありました。大学入試で、まけたけどこれを取り戻すにはどうしたらいいか。司法試験の合格があるではないかという気持ちです。

現在の学生諸君が仮に「負け犬」根性だとしたら、「勝ち犬」になるため、司法試験を始めとする資格試験にチャレンジして欲しいと思います。

伊井 ありがとうございます。

中大法学部の学生気質、意識についての

現状は今出たお話の中で、大分理解できたと思います。

続きまして、次のテーマに移らせていただきますが、そういった学生たちの現状の中で、今中央大学が行っていること、これから行っていくべきことというテーマに移りたいと思います。

三、中大法学部における法曹養成教育の現状と問題点

新井 レジューメでは、二番目の項目に入りますが、今までの議論は、中大が置かれた現状、また司法試験の合格者が減少した原因、あるいはそのものなる学生気質、そういったところをいろいろ伺ったわけですが、そういう現状に立って、この中央大学法学部で、現在法曹養成をどのようにしているのか、またそこにどういった問題点があるのか、現状と問題点というテーマに入りたいと思います。

大きく分けて「法職講座」と「司法特設講座」、この二つの制度を中心にして、また「その他司法試験に向けての対応」、そ

ういう三つの柱で進めていきたいと思いません。

私は先ほど自己紹介しましたように「法職教育検討委員会委員長」という立場で、この項目について司会を務めさせていただきます。

それで細かい点については、今のよう三つの柱で進めてまいりたいと思えますが、長内法学部長に、全体としてのコメントをお願いします。

大学内の現在の取り組み

長内 まず現在の学生たちが、司法試験にこだわって艱難辛苦を乗り越えてやり続ける、そういう世代ではないという現状があるということをご認識いただけたらと思います。

さて、それを前提として、特に多摩移転後、法学部として、あるいは大学として、司法試験を初めとする国家試験問題にどう取り組んできたのか。今、新井委員長からご説明がございましたように、多摩移転後、大学として取り組んだ最初の課題が、法職講座の開設でした。

一方において学研連との関係もあります。が、学部の提供する一般的な法学教育とは別に、司法試験のための特別な訓練の機会を提供していかねばならないという認識が、このような決断となったわけです。

しかし、どうしても大学が中心になる場合には、完全な受験指導体制に踏み込むことについて、やはりためらいがあったのではないかと。この辺は三和先生から後ほどお話をいただきたいと思います。

他方で、角田教授から、多摩であるがゆえに、大学が前面に立って動かなければならなかった、そのための努力をしてきたつもりであるというお話がありました。その観点から学部教育の場で最初に行なわれたのが法律学科に「法曹論」「司法演習」という特設講座を正規の授業科目として開設したことです。その狙いは、先程お話しがございましたように「法曹」という職業について、学生たちにその魅力を伝え、法曹を志望する学生の母数を増やしていくということにあります。

この「司法特設講座」の成果が具体的に試験結果となってあらわれるまでに、いま

少しの時間が必要と思いますが、私たちはその日を楽しみに待っているところです。

それから、話をちょっと広げてしまいかもしれませんが、「司法特設講座」というのは、既に大学に入ってきた学生を対象とするわけでございます。慶応大学の取り組みを見ておきますと、高校レベルから、将来の法曹を志すべき学生を育て、刺激を与えている。そういった学生がコアとなって、大学に入ってくるという仕組みが働いているようです。これは大いに学ぶべきだと思います。私どもとしても、大学に入ってくる前の段階の高校生に、自分たちの法学教育の魅力を感じる学生をつくっておく必要があろうと感じております。

もう一つは、さまざまな形で司法試験に取組んでいる学生たちに、バックアップの体制を整える必要があります。この間、角田先生のご努力でつくられた制度の一つが指定試験奨学制度です。この奨学制度は、通常の四年の在籍期間を超えて資格試験に取り組んでいる学生たちに対して、納入すべき学費を大幅に減免するという形で、財政的なバックアップをしようというもの

です。現在約一〇〇名の学生がその恩恵に浴していますが、まだ発足して十分な月日がたっていないために、目立った成果に結びつくところまでは至っておりません。

何よりも重要なのは、早い段階で一定の成果、つまり在学中の短答式合格という結果につなげるための施策だと思います。そのため、在学生を対象とする法職講座多摩研究室の充実が緊急の課題であります。

もう一つ、卒業後の司法試験浪人に対する指導体制の強化のために、駿河台記念館に現在約一〇〇席あります法職駿河台研究室の方も増設していかなければならないと考えております。

私がいまご紹介申し上げましたのは、専ら外回りの環境の問題でございまして、では、法職講座において、あるいは学部の正規授業科目としての「司法特設講座」において、どのような取り組みが方向としてなされているかにつきましては、それぞれのご担当からご紹介いただきたいと思います。新井 ありがとうございます。

法曹養成教育について、今、どういう取り組みをしているかという総論的なお話を

長内法学部長からいただきました。

それではそのうちのまず「法職講座」について、この運営委員会の委員長をなさっておられます三和先生から、法職講座はどういう内容であるかという点を学部教育との関係も含めて、まずお話をいただきましたと思います。

法職講座の現状と予備校との関係

三和 法職の歴史は随分長いと思っておりますけれども、私が関わり合います前までは、私の記憶では法職講座は課外講座ですから、正規の講座を中心に補習的な意味しか持っていなかったように私は理解しております。

平成になりましたから、大分活発に動き始めまして、角田学部長のもとで、自主的に始められましたが、その段階からは法職講座で一つの完結した指導ができるような方向に持っていきたいという形で、駿河台に公開答練の会場をつくってやってきたわけでありまして、法職講座の感じを私が申しますと、先ほどから話がありましたように、予備校との競争がまず第一にあるわけです。中央大学へ入って、司法試験

を受けたいということになりますと、今の学生は、予備校教育を大事にするわけです。一年、二年から、極端に申しますと、大学の授業には来なくて、予備校に通っているという学生が増えてまいりまして、何のために中央大学へ入ったのかわからないという状況でした。

もっとひどい例は、慣れてきますと、二年の終わりごろに住居を都心に移すわけです。つまり予備校に近いところに住居を移して予備校の講義を受講するために、例えば夜の講義六時からあるとしますと、中央大学五時限を受けていたのでは間に合わない、六時以降になってしまいますから、四時限あたりから切り上げて行かなければならない。そのために、住所を都心に移すという傾向があったわけです。

法職としては、予備校との競合関係で、予備校もいけれど、予備校の利用方法がまずかっただら大変なことになるから、折角中央大学に入ったんだから、中央大学の講義を受けながら、ある程度力がついてから予備校へ行って仕上げをするという形で利用方法を考えたらどうかということをや

ながら、反面、多摩にいる学生に對しまして、法職講座としてどういう取り組みをしようかという問題と、それから合格者を増やすという関係上、駿河台と多摩の両方に法職があるわけでございますけれども、どちらかと申しますと、初期のころは、駿河台に中心を置きまして、駿河台研究室、それから公開答案練習会、この二つをもとにしてやってきたわけです。その結果が徐々に上がりつつあると思っております。

しかし、これだけでは十分ではない。特に最近是在学生の受験者がずっと減ってきております。昭和六〇年以前は九〇〇名ぐらい在学生の受験生がいたわけでありますが、そのころに比べますと、在学生の受験者が半分に減っているという状況があります。それを何とか増やしていく必要があるというところで数年前から多摩の方に重点を置きまして、多摩の「基礎講座」を充実させました。「基礎講座」を充実させることによつて、予備校に行く学生を少しでも食い止められるのではないかと思つたわけであります。学生自身も、どれだけ頑張ればという不安があると思ひますけれども、と

りあえず、卒業するぐらいまでには短答式まで受からなければならぬ。そういうところまで行くには、どういふところに重点を置いてやっていくかという課題に現在取り組んでやっております。

本日のレジュメに「法職講座の学生の受講状況、学生の期待に十分にこたえているか」というテーマがありますが、これも参加者が徐々に増えてきております。その理由は、実は、後ほどお話があると思ひますが、「司法演習」などにおける学生に対する刺激が、その基礎にあり、法職としても、学生の期待にこたえられるような講座にしていきたいという形で、徐々に内部改善を図っております。はつきり申しまして、週二回一つの講座に三時間、講義をやっていくのは非常に大変なこととして、他大学の講師を頼むとしまして、週二回も夜三時間やるということは難しいものですが、徐々に専任教員が中核になるような形でやったり、あるいは非常勤の先生につきましても、その体制をつくるように努力をしております、今後ますますこの辺を充実してやっていきたいと思ひます。

最後に一つだけ申しますと、先ほども申しましたように、多摩の研究室がやっと昨年度できました。ただし、四八しか座席がないわけです。在学生でいきますと、一年から四年までで単純計算して一学年一二名しかないという現状なわけです。ですから、短答式を受けるのが三、四年としましても、二四名、三年生はちょっと無理な場合もあります。二〇名ぐらい初めて今年受けたわけですけれども、今年短答式は四名そこから受かっております。いずれもつと充実していけば、多摩の研究室からも、短答式の合格者が増えるでしょうし、多摩の研究室を中心にして、学研連と共同しながら、在学生の短答式の合格者を少しでも増やしていくということが一つの方法だろうと思います。

もう一つは、卒業生の受験者が圧倒的に多いわけです。中央大学の場合、卒業生の受験者が三、七〇〇名もいるわけであります。このうちで、現在学研連や法職で把握しておりますのは、おそらく五〇〇人おっただいいんだらうと思うわけでありまして、あとの三、〇〇〇人以上の受験生をどうやっ

て将来育てていくかということが出てくるのではなからうかと思えます。多くの人が予備校でやっているのだらうと思えますし、もう一点は、多摩の方におきましては、図書館を利用して勉強している者が相当数おりまして、これはどのくらいの人数がいるのか、把握しておりませんけれども、その人たちの勉強する機会を法職講座でもつくっていきたくんですが、多摩の研究室をもつと充実させていく——今は在学生だけではなく、卒業生も多摩の研究室に入れる、それから駿河台の研究室も、できればもう少し増やしていただけないかという形にいけば、そういうのをつかまえていけば、正規の講座もやれるわけですが、そこに来ない人たちは、講座にほとんど来ないわけですし、その人を対象に、どうやるかというのが、今後の課題ではないかと思えます。

法職講座の研究室の現状

新井 今、お話の中で法職講座には物的な施設として研究室が二つある。一つは駿河台の研究室、もう一つは昨年の秋開設された多摩校舎における研究室というお話です

ね。そのうちで、特に駿河台に開設されている研究室は、四年生も入っているんですが、卒業生が大半ということですか。

三和 はい、そうです。

新井 座席は一〇〇ほどですか。

三和 座席は一〇八あるんですけども、座席があるから多く入れるというわけにいきませんのですから、選抜試験をして厳選しておりますので、大体一〇〇人前後入っております。

新井 少しは空きがあっても、生徒の質を落とさないということですか。

三和 はい。

新井 それで、駿河台の研究室の生徒から合格者が大変多くなっているというふうに聞いておりますが、今どのくらいおられますか。

三和 昨年が二二名、一昨年が二二名という形になっております。

短答式の関係で申しますと、駿河台では六五、六四、六二と、ほぼ六十数名の実数を持ってきているということになります。

多摩の方も初めてなわけでありましてけれども、一回入れば、ずっといるというわけ

ではありませんで、毎年入れ替えをやるものですから、元室員を入れますと、やはり相当数いるということになります。

新井 大場先生は、駿河台研究室の方に主に知られるわけですか。



大場 多摩と駿河台、両方見ておりますけれども、私は駿河台の方は六年目になります。

先ほど学部長から、大学における受験体制についておっしゃいましたが、私の考えといたしましては、大学の通常の授業では司法試験に関する受験体制の完全なものではないだろうというふうに考えております。その理由としましては、司法試験用の受験勉強については、大学の通常の授業より現在やっております法職講座の答案練習の方が、司法試験に合った実習になっているからです。

どうして大学の通常の授業でできないか、その一つの理由は、先生方にもお叱りを受けるかもしれませんが、基礎講座一つをとってみましても、いわば司法試験用の講義を

しない——しないということは、今うちの学部でやっておりますようなことをしているのでは、司法試験には受からないだろうということになると思います。大学の通常のカリキュラムで、そういう受験体制を完全にやろうとしますと、費用と時間の面ですごく無理があるだろうと思います。現在多摩でやっております講座は、昼間の時間帯でできませんので、夜の時間を使って講義をやっております。

また、先ほど最初の方でお話に出てきましたけれども、いわば学生たちの司法試験に対する関心といいますか、勉強しないということもあるかと思えますけれども、今の学生は、こちらの方から指導していかないと勉強しないということもあると思えます。もし本腰を入れてやるとすれば、そういう指導体制をきちんとつくらなければ、なかなかうまくいかないと思います。

それで昨年、多摩には研究室ができましたが、何分学生さんたちが多摩校舎で勉強するのはいい。ただ、駿河台の方に来て勉強しなさいと言うと、大変消極的になってしまうんですね。だから、それらも一つ

の原因かなと思いますけれども、現状を言うのと、なかなか難しいんじゃないかなという気はしているんです。

ただ、駿河台研究室に来ている人は、中央大学で言いますと、一番試験に受かる可能性のある人たちが来ているというふうに考えております。大体一九九六年ぐらいから、毎年四人に一人ぐらいずつ受かっているとあります。それで、駿河台研究室には、かつて学研連の研究室に入っていた人も来ておりますし、研究室に全然関係なくて来ている人もおりますが、だから、駿河台の方では、そんなに受験指導しなくても、そういうレベルの人たちが集まっていますから、自分たちでゼミなんかを組んでやれば育って受かっていく。問題は、多摩における受験指導がこれからの課題だろうと思っております。

三和 先ほど予備校的なことが大学にできるかどうかという話がありましたけれども、これは法職内部の問題でございまして、試験合格者と一応相談しようと思っておりますが、彼らの意見を聞きながら、これからの法職体制をどうするか、考えていきたい

いと思います。実は内部的にもいろいろありまして、我々から言いますと、予備校的な論点本位の勉強をやるということは、必ずしもプラスではない。やはり基礎的なものをきちっとやるべきだという信念を持ってやっております。最近、司法試験の傾向も大分変わってまいりまして、基礎的なものに重点を置いてきておりますから、いずれは私たちの方向でいいのではないかと思っておりますが、現場にいる我々としては、予備校との関係が気になるもので、ちょっと内部では調整してやっております。

新井 中村先生、法職講座の運営委員というお立場で、法職について、いろいろなご意見等がありましたら、お願いします。

法職講座の問題点



中村 法職がどうかと言われますと、

これは一つの歴史の所産であると同時に、この数年の実績の中で、将来性のある、中身のあるものだというふうにはとらえてお

りますけれども、個々の問題になりますと、大学教育と実際の受験教育との問題が現実的に整合するか、しないかというレベルでは、相当問題点があるのではないかと思います。

それで、実際に法職講座、法職研究室その他について担当されている先生方、三和先生を中心として大場さんの現場的な意見も含めて、相当に細かい議論をしておりますし、そういう意味では、まだ結論的にこれが大成功ということまでいってないとは思いますが、着実に歩みを進めているという印象を持っております。

三和 運営委員と言えば、中津先生も現在運営委員でありますし、それから木村先生が長く運営委員をやっていたいただきましたので……。

新井 それでは、木村先生にお願い致します。

木村 私も法職のことを簡単に申し上げたいと思います。

私も今春まで六年間、法職の運営委員を学研連から推薦されてやっております。その間、法職の答案練習会が初めてスター

トするところから今日までずっと見てまいりました。

答案練習会にしましても、最初のころは正直言いまして、定員が全部埋まるのかどうかと、それさえ心配したぐらいで、他の大学にパンフレットを配りに行ったりなんかしたくらいですが、今は中央大学の出身者でも成績によってはお断りしなければいけないぐらいにかなり充実し整備されてきたと思います。

今、法職講座の中で、一番評価の高いのは、この答案練習会だと思います。あそこで上位の成績を取れば、極めて合格の可能性が高い。確か成績優秀者として発表される六〇番ぐらいに入っておれば、択一で失敗しなければまず固い。これは受験生がかなり自信を持って本試験に臨める形になっておりまして、それをあげみにみんな頑張っていると思います。

もう一つ、法職講座の売り物は、駿河台の研究室だと思います。ここは合格者が大変増えてまいりました。ただ、若干問題だと思いますのは、例年入れ換えているわけですが、在室年数が比較的短い人の方が合

格の確率が高くて、長い人の方が合格率が低いということですが。これは学研連にも言えることかもしれませんが、停滞している人たちは、申しわけないけれども、ある程度のところ整理していかなければならぬのかなという感じがしております。

新井 中津先生、問題点とか、今後の改善点などありましたら、お願いします。

中津 私はカリキュラム等が現在のままでいいのだろうかと思うのです。「法曹論」の話にも出ておりましたけれども、やはり学生に対して、司法試験というものが中大生の手の届かないところにあるのではないということ、それから私も昭和三〇年代とよく申しますが、三〇年代のころは、中央大学の中に学研連を中心として司法試験に対する方法論がかなりはっきり存在しておりまして、先輩のやっておられる後を追っかけて、同じようにやっていけば、必ず受かると安心して流れに乗っていけばよかったですけれども、今の中央大学には、そのところが多分欠けている。それが一番大きいのではないかと思います。

ですから、偏差値というのは、我々学生

時代が終わったところから世間で言われるようになりましたが、先程来、お話が出ておりましたように、偏差値の束縛から早く離れさせまして、決して不可能なことをやるのではなく、決められたことを決められたようにやれば、マニュアルという言葉はどうかと思いますが、マニュアルに従って勉強していけば、必ず受かるという中大流のものを早くここでつくり上げてそれをカリキュラムに整備することだというふうに思います。

中村 ちょっと補足しますと、法職講座そのものは、幾つかの機能が分かれているわけです。端的な言い方をしますと、学生に動機づけをするという初歩的な段階、それからある種の体験をさせるという意味での勉強の方法などを教える。それから実際に挑戦させるという具体的な指導の問題、この三つは、はっきり言うとも必ずしも一致していないわけです。それを法職講座がまとめて受け持っているわけです。そういう意味のある種の機能分化まで意識した上で方法論を立てないと、これから先、大きな問題が出てくるのではないかという気が

します。

新井 確かに法職講座は入門講座のように入口のところから、まさに試験に四人に一人受かるるかという合格直前まで幅広くやっている訳ですね。

中村 ここ数年の法職講座の実績から言っても、ある種の初歩的な段階での効果は、徐々に確実に上がっていると思いますし、体験させるという意味では「司法演習」とか「法曹論」の問題も含めまして、具体的な方策まで大学では立てつつある。実際に挑戦させるといふ意味では、多摩研究室もようやくでき上がった。それから駿河台研究室が着実な歩みをしている。

そこで、従来の中央大学の中における学研連との関係は、またさらにここで新しい局面を迎えるのではないか。松崎先生の話を期待しているわけです。

新井 今のことに関連した学研連の関係について、松崎先生、お願いします。



松崎 今の段階では話がちょっと早いかと思いますのは、レジュメの後半に「大学とし

て受験環境をどのように整備できるか(駿河台研究室、学研連との協力体制等)」とありますので、この辺で話した方がいいのかなと僕は思いますけれども、どうしましうか。

新井 それではそうしましょう。
ではここで一〇分ほど休憩します。

(暫時 休憩)

「司法特設講座」の現状

新井 次に「特設講座」の現状と問題点と
いうことで、まず角田先生にその経緯も含
めて、この制度の目的とか、その点につ
いてお話をいただきたいと思ひます。

角田 既に「法曹論」や「司法演習」につ
いて、三年間中大法曹会の先生方に経験し
ていただいて、お互いに体験を議論する共
通の土俵ができたと思っておりますので、
私の方は、これをつくる主たる論点、どう

いう議論をしたのかということをご紹介申
し上げまして、学部教育と司法試験問題と
いう、より一般的なテーマについて若干出
発点で解説をさせていただきたいと思ひま
す。

まず第一は、司法試験受験の母数の問題
をどうするかということですが、これは少
数精鋭主義で司法コースみたいなものを法
学部の中につくったかどうかという議論が
ありました。鈴木康洋先生等も、そういう
意見を非常に強く法曹会では主張なさって
おられました。日大がやっております。し
かし、それは我々はとらない。母数は多い
方がいいという考え方でした。それで、特
設講座をつくって、中大法曹会の協力を得
て、将来法曹を志す者をすべて受け入れる
仕組みをつくらうということでした。

実際、中大の法学部に入学してくる多く
の学生は、入学の時点で司法試験の受験と
実務法曹への道を志すものが多いのです。
問題はその情熱を持ち続け、しかも、具体
的に司法試験の勉強に注ぎ込んでいくよう
なインセンティブを与えることができるか
どうかにあります。実務法曹の方々と接す

る機会を持ちその職業的あるいは人間的魅
力を身近に感じ取ること、入学時点でもっ
ていた初心を貫いてくれる学生が増えるに
違いないというものでした。そのような考
え方から、入学時点から始まり、夏休み前
に終了する授業で、いずれも中大卒業の現
職の裁判官、検察官、そして弁護士の方
三者にお願いして法律家を実際にどのよう
な仕事をしているのか、あるいは法曹をめ
ざした動機や生きがいといったその職業的
人生について語ってもらおうということに
なりました。これが「法曹論」です。

それから第二点目は、大学と司法試験受
験のための勉強というのは、水と油のよう
なものなのかという議論でした。大学教育
は、司法試験に必要な基礎知識、考える力
と応用力、それから書く力、そういう組み
合わせによって成り立っている。基礎知識
と応用力を早い段階で身につけさせること
が重要ではないかという考え方でした。

カリキュラムでは、一年生の段階から既
に憲法、刑法、民法の一部を開始し、二年
生までには、司法試験の択一試験の範囲で
もあるこの基本三法を基本的には終了する

ようになっていきます。しかし専任教員の講義は、基本的には体系的に、しかも二〇〇名から四〇〇名といった学生を相手にやるものですから、全体をカバーしようと思えばどうしても一方的になり、大事だと思っ
ている箇所でも忙しく通り過ぎるような調子でやる以外はありません。学生が、与えられた知識を暗記するだけの受け身の姿勢から抜け出せないのもある意味では当然ですし、いくら自分の頭で考えることの重要性を説いても、実際には困難なのが事実です。

中大法曹会に先生方をお願いした「司法演習」は、実際の社会で適用されている法律の生きた姿を身をもって示してもらい、法曹にとって自分で考え組み立てる力がいかに重要であるか、そしてそれは具体的にどのようなことなのかを教えてもらいたいというものでした。

講義の進行に合わせて、一年生の秋から「司法演習1」を、二年生の前半に「司法演習2」を、そして後半に「司法演習3」をと、一年半継続して履修できるようになっています。たくさんの学生が受講していま

すので、今年の場合、法曹会からおよそ四〇名近い方々にご出向願っていると思えます。あとで話題になると思いますが、開始時点から学生からの授業評価アンケートをとっておりました。それを読みますと学生が実に新鮮な気持ちで実務法曹の方々に接しているのがよく分かります。その中から司法試験の合格者が輩出して、法曹会の先生方の苦勞に報いてくれればよいと切望しています。

三点目として、司法試験受験の学生の主たる勉強の場になっている司法試験予備校との関係をどう考えるかは、これからの法学教育を進めて行くに当たって避けて通れない問題です。

これもいろいろな議論がありますが、私は別に相反するものとは基本的に思っておりません。大学の中では、例えば立命館や専修大学に代表されますように、予備校と初めから提携をする、例えばLECや辰巳などの予備校と提携をする、そして向こうの教材を用い、ビデオを用い、大学が幹旋をして大学の中で予備校の講師に講義をやってもらおうとごまかしています。

しかし、我々はそれはとらない。予備校との関係から言いますと、少なくとも予備校に行つて、本当に最終的な仕上げの段階で、技術的なことを学び、よそからの大学の受験生と切磋琢磨をする機会をつくることは非常に重要かもしれない。

しかし、それは利用できるだけの基礎体力を身につけてないと、大学の授業料以上に高いお金を払って無駄に終わってしまう、こういうことがあってはいけません。そういう点でいいますと、大学の中で少なくとも二年までで、憲・民・刑の三科目、基礎と応用に少し手が伸びる程度のことではやろう。三年生終わった段階で、一通り「商法」「訴訟法」も終わって、プラスアルファで正規の受験に挑戦できるようなことをやろう。四年で就職する人たちは、ほとんど学校に寄りつかない。しかし、それだと、司法試験はだめになる。四年生で腰を落ち着けてやるためには、少なくとも五年まで、あるいは場合によっては六年まで、大学にいられるような仕組みを考えよう。あるいは大学院に、司法試験を受けたい、国Iを受けたい人のために席を置くという道もと

ろう、そういう環境整備も同時にやりまし
た。

最後に残された問題とっておりますのは、長い目で見ると、司法試験の受験改革もそうですけれども、合格者数はあと三、四年で一、〇〇〇名になるでしょう。試験問題も若い人たちにも手の届くようなものにといいことを非常に意識されたものになるだろう。法職でも駿河台は非常に成功いたしました。駿河台の答案練習会は、木村さんもおっしゃいましたように、予備校に比べても一番水準が高い答案練習ができるようになりました。法職研究室にいる九〇何名の受験生からの合格数が学研連六団体の合格者と肩を並べるまでになろうとしています。欠けているのは、多摩の法職です。多摩の在生に対して、あと一歩、あるいは少なくとも四年生のときに択一が受かるというところまでいきませんと、親の説得にあって、ほかの分野に逃げてしまうという学生が続きます。これからの方向は、多摩に力を注ぐこと、それから学研連との協力体制をどうするかということを考えること、そういうところが残された問題だと思っ

ております。

中津 ご承知のように、中大の司法試験合格第一位時代、学研連が中心でありました。しかし、時代の流れとともに学研連が担っていた部分が色あせています。

中大司法試験合格者倍増のためには角田先生が今述べられた学研連と法職講座運営委員会、結びつきを、ここで再検討して見る必要があるかと思えます。

新井 ありがとうございます。

それではまだこの制度を十分おわかりいただけないという部分があるかと思えますので、「司法特設講座」の内容をかいつまずんで説明します。司法特設講座は「法曹論」と「司法演習」の二つで構成されていますが、いずれも正規な授業として単位が取得できます。

「法曹論」は経験豊かな現職の判事、検事、弁護士の名と大学教授の一名の四人で、一年生の前期を担当します。一人三週ずつの分担です。講師それぞれの分野における体験を踏まえて、法曹の使命、役割、倫理などをテーマに講義を行います。

「司法演習」は、憲、民、刑の基本三科

目について、それぞれ二〇人前後の少人数クラスのゼミ形式で事例問題を解きながら、基礎知識の理解と修得を確実にしようというものです。

憲、民、刑については、一年生の後期から始まりますが、法律の体系から理解を目的に行われる講義では、現実社会で生じている紛争を解決する「法解釈の技法」や、その過程における「法曹の社会的役割」といったものを十分に学生に伝えることはできません。そこで法学を学ぶ最初の段階でこのような生きた法の運用と法曹の魅力に触れさせることで、学生諸君に新鮮な興味と学習への強い意欲をもたせることがこの演習創設の目的です。

「法曹論」について、どんなことをされるのかということについて、才口先生お話しただけですか。

才口 その前に中大法曹が大学に講師を派遣して「法曹論」や「司法演習」をやらせていただくことが決まった経過については、中大法曹会の前年度の幹事長であられた安原先生が、一番よくご存じでしょうし、また、前々年度は中津先生がご関係なさって

おられますので、その辺を先にひもどいていただいた方がよろしいのではないかと思います。

新井 それでは、中津先生、お願いします。

中大法曹会が司法特設講座に参加した経緯と「法曹論」講座

中津 では、中津から先に話させていただきます。

野宮先生が幹事長をなさっていて、私が事務局長をやっておった時のことです。OBが司法特設講座をやるうという話は前からございましたけれども、具体化していたのはこの時期です。

その狙いは、先程来、話が出たかと思いますが、中大生の司法試験離れが非常に顕著な事実としてあらわれておる。そういう中で、いわゆる若手実務法曹と申しますか、比較的手と申していい実務法曹、そのころの話では、研修所の教官を終わったぐらいのところがいいのではないかということでしたが、その辺を中心においての話だったんです。実務法曹が、学生の前に姿を見せることによって、司法試験がそれほど難

しい試験でなく、目の前にいる先輩たちが現に克服してきた試験だということをもまずわかってもらう。つまり人間的なことをわかってもらう。そして学問的なことは、大学の先生に比べて、OB法曹ができるはずもないのですけれども、自分たちの培った実務的な感覚に基づく法律のものの考え方を学生に話すことによって、中大生を法律にいかにか近づかせるか、いかに学生に司法試験を受ける意欲を起こさせるか、それが一番大きな狙いだったのです。

その観点から申しますと、先ほどから話が出ていないように、制度としては大変成功したのではないかと。学生諸君はやはり司法試験を身近に考えるようになった。それから法に対するものの考え方も実務法曹のものと考え方が日々論じられているわけでございますから、そういうものに親しく触れるといえます。どうか身近に接する機会が持てるようになった。

「法曹論」では、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者のうち、各一名ずつ出席しまして、一年生に対して、法曹とは何か、裁判官とは何か、検察官とは何であり、弁護

士とは何であり、どういう仕事をしておるのかという概括的な法曹論を一年生の前期の間にやってもらおう。そして、それを受けて憲法・民法・刑法についての入門論といえますか、そういうものをやっていく。そういうものの上に法職講座のいろいろなカリキュラムをやっていたらと、多分効果的ではないかということから司法特別講座は始まったわけでございます。

ちょっと概括的過ぎましたけれども、そんなところでございます。

新井 安原先生、どうぞでしょう。



安原 野宮幹事長のときに発足したのを受けて、それを法職教育検討委員会の職務に

加える規則改正を行い、特に講師派遣といったものを、人事委員会との関係を調整し、組織的にやるというところに留意したと思えます。幸いなことに、今、中大法曹では、一番多く合格した時期の方が、研修所の教官に多数なっております。そういう方を一本釣りではなくて、中大法曹としての組

織の中からコンスタントに今後も続けて推薦していきけるというような考えを考えました。適任者を公平に推薦していかなければならないと思っています。

才口先生は、この点について、実際自分でも担当をされておられますので、具体的なところは補足してください。

才口 私、安原先生が、中大法曹会幹事長のときの事務局の次長でございますので、その点の話を申し上げます。

講師派遣については、学校側との打ち合わせが終わわり、具体的にどのように入選したかという点について、多くの問題がございました。というのは、弁護士会が三つございまして、裁判官、検察官からも、できたら講師を派遣してもらえないかということで、特に裁判官は最高裁判所の許可がなければ、「兼職の禁止」の関係があり難しい問題でした。もちろん検察官についても同様の問題はあったのですが、検察庁の方は大らかに対応していただき、当時の中津川総務部長が非常に積極的にお話を進めてくださいました。

ただ、弁護士会の講師となりますと、学

校側から提示された講師の資格要件があり、基本的には研修所の教官を終わった方、ほかの大学で教鞭をとられている方、法曹教育に情熱のある方などが要件とされ、また弁護士経験あるいは裁判官・検察官経験何年ぐらいからがよろしいかという条件がありました。これに当てはまる人はたくさんおられますが、この人選に相当苦労しました。

もう一つは、三弁護士会の人数割をどのようにするかということについての悩みがありました。最終的には三八名を派遣することにしました。特に検察官は、現役の部長、副部长クラスの方が五名来ていただいたことは大きな成果だと思えますし、今後検察庁は、同様のご協力はいただけるだろうと思います。

また、今後中大法曹会が講師を継続的に派遣できるかという問題が、これからの残された問題だと思えます。それには、潜在的な講師要員を養成する必要もありますし、何年ぐらい講師を務めたら退いてもらうのか、あるいは退かなくてもいいのかという問題があると思います。

最後に今年から担当しております「法曹論」について参考までに申し上げておきます。

稲田寛先生(前日弁連事務総長)が三年間お務めされた後、今年から担当させていただきます。法律学科には八〇〇人の一年生がおりますが、約六〇〇人が受講しております。土曜日講座を設け、トップバッターは弁護士の私がやり、その後、佐藤判事と、山本検事がやって、最後に小島教授が締めて下さいました。最終回は私も四人と一緒に壇上上がり、ディスカッションと質疑応答をしました。非常に熱心に講義を聞いてくれたという印象を持ちました。実は先ほど事務局から「法曹論」のアンケート結果をちょうだいし、それを見ますと、なかなかおもしろいことがたくさん書いてあります。弁護士については「口がうまい」とか「自信家である」とか「金もわかりそうだ」とか、いろいろ書いてあります。(笑声)

裁判官については「非常に人柄がいい」というふうに佐藤判事はほめられています。中には「森本レオに似ている」なんて書いて

であるのもあります。(笑聲)

それから検察官は「悪人」だとか書いてあります。(笑聲)

それから小島先生は、「いかにも学者らしい」という評価です。

学生は、法曹というものに初めて接したということ、非常に意味のあったことではなからうかと思えます。

試験もやり、試験問題は、「弁護士、検察官、裁判官の職業に、どのような魅力を感じ、どのようなことを感ずるか」というようなことを書かせ、ただ今一五〇通ほどの答案を採点中ですが、非常に熱心に書いておられます。こういう基礎的な啓蒙講座は、先ほど中津先生がおっしゃったとおり、フレッシュな知識の段階で植えつけてやる必要があるのではないかと。弁護士には接する機会があっても、裁判官、検察官には、学生は接する機会はなからうと思うのです。講義の中から、見方、考え方、人柄、それから法曹とは何かということを具体的に身をもって示してやることは、非常に意味のあることではないか。その中から一人でも多くの法曹を志す者が増えたら、長内法

学部長や角田先生もおっしゃっているように、母数を増やす努力と役目を私どもは果たせばいいのではないかと思います。

「法曹論」のアンケートの最後に「今後司法演習講座を受けるか」と聞いておりますが、大方の学生が「受ける」と回答しています。「法曹論」で法曹とは何かということを啓蒙し、その後、「司法演習」の先生方にそれを引き継いで研鑽をしていただければ、母数、分母が増えること間違いまして期待しています。

「司法演習」の内容と現状

新井 司法特設講座のもう一つの科目であります「司法演習」の内容について、吉川先生、お願いします。どんなシステムでどんな演習をされるのかということをお願いします。

吉川 実際「司法演習」というのはいろいろ経緯があったんですけども、我々弁護士・実務家がやっておりまして、大体二〇名から二五名、円卓の中でしております。普通の授業は一方通行ですが、我々は特に生徒とのコミュニケーションを大事にする

ということ、我々の最初の仕事は顔と名前を覚えて、名前を呼び合っていくということを強く意識して、その場で必ずさして話していくというようにしております。ケース問題でやっておりますが、みんな非常によくやっていると思います。

「司法演習」を担当している先生方はそれぞれ持ち味があります。だから、あまり「司法演習」をこうするんだというマニュアルを決めてしまうと「司法演習」のよさが取れてしまうのではないかと。したがって、私は「刑法」を担当しておりますが、「刑法」では各人さまざま自分で持ち味を出しております。やり方にしても、ゼミナール方式であるけれども、その運び方は各人自由ですので、私は一つの問題について、大体五、六人にあらかじめレジュメを出させて、そのレジュメを全部に配って、だれだれのはよくできている。これはまずいということをみんなの前でやって励みにしております。あるいは答案を書かせて採点をし、戻して、いい文章のところを生徒に読ませる。そうすると、非常に感激したりする。できるだけみんなの前でしゃべらせる、読

ませる、書いたレジュメをみんなでチェックする、そういう刺激することを意識的にしております。これが「司法演習」のよさだろうと思っております。

もう一つ、我々実務家が入ったというのは、今までの助手、助教、教授という一つの学校の中のキャンパスで育った先生方の授業もありますけれども、我々外の社会、違ったところで育んできているということがありますので、ここで学んできた魂みたいなものを子供たちに吹き込んでいこう。ですから、授業の三分の一ぐらいは、私の実務経験を話しております。少なくともそういう一般の授業とは違うものを出そうと意識し、努力しておりますし、これから「司法演習」をしていくときには自分の体験、ケースを通していろいろ苦しんだり、失敗したりした話をしていこう、そのようにしていくのがいいのではないかと思えます。

学校の先生たちのやる講義方式、それから実務家のやる司法演習なら司法演習のメニューをどんどん増やしていったって、学生たちにそれを選択させるというのがいいので

はないかと思えます。生意気な言い方をすれば、学校の講義と我々司法演習とが競争し合ってやっていく。我々は実務家としてやってきたものがありますので、あまり学説とか判例などABCということほしないうで、それぞれ持味を生かしてやって方がいいように思います。

新井 同じく「憲法」を担当しておられます中津先生、お願いします。

中津 吉川先生からお話がありましたように、この演習を担当するときに、最初どういう形で進めるかということと皆さんと相談したんですけれども、つまりある程度統一的にやるのか、個々のコースに任せるのかという話でございましたが、当面は吉川先生がおっしゃったように、各講師がそれぞれのやり方でやっております。それは「憲法」でもそうでございます。「憲法」を担当している者が五人いるわけでございますが、一年に一回ぐらい、五人で一緒に集まって食事をしながら、意見交換をしておりますが、やり方は人さまざまです。ちなみに私はどういうことをやっているかと申しますと、「憲法」の基本判例の中

のさらに基本的なものを選び出しまして、それでその判決全文を学生に配付いたしまして、一審、二審、三審と読んでもらおう。それをクラスの中からチューターを二人決めまして、その二人はとりわけ一生懸命やってきてもらう。そして、その中で民事で言えば、原告、被告の言い分を分析し、かつ裁判所の考え方を分析し、そこに学説等もいろいろ加味しながら話し合っていて、どういうところでものの考え方が分かれていくのかということを中心に、大体二〇人ぐらいの学生で、円卓の方法でチューター二人を中心に演習をやっております。

講師である私は、チューターの足りないところを補いつつ演習を続けていくということをやっております。

新井 ありがとうございます。

今「刑法」「憲法」というふうに進みまして、私も「民法」の演習二と三を担当しておりますので、若干お話しをします。「民法」の二、三、それから一もそうです。共通の問題を作成し、検討会を開いて、討議します。あと細かい点、あるいはその問題をどういうふうにみんな議論するの

かということは、各講師にお任せするといふ形です。大体お二人の先生と同じように「民法」でも、やはりレポーター、担当者を決めて、基本的にはそちらの発表を中心に行うという点では変わりません。

それから私が最初の年に生徒からこういう指摘を受けました。先生方も忙しい中を多摩まで来て学生に接するんだから、学校の先生と同じような話じゃなくて、実務の話、先生方の担当した事件、そういったものをもっとどんどん話してほしい。そうしないと、折角来ていただく意味はありませんよと、はっきりそう言った学生がいました。

授業の二講目あたりに、そういう注文が出まして「あっそういうものか」と思いました。当然と言えば当然なんです、何となく初年度で肩肘を張って出かけたという気持ちがありましたので、テーマに気を取られて、そういう点に思いが馳せなかったということのを反省し、先ほど吉川先生がかなりの時間、自分が担当した事件を中心にお話をされたと言われましたが、私が担当

して勝った事件、負けた事件、そういったものを毎回初めの一〇分程度話をします。

正直なところ、演習問題をしているときよりも、生徒の目はこちらの方に引きつけられてくるということを感じております。中には「報酬は幾らもらったんですか」という話も出て、正直に金額を話して、それは高いのか、安いのか、皆さん考えてくださいという話をしています。そういう意味で、我々の持ち味とすれば、法曹実務家に接することの少ない学生に、自分たちの担当した事件を通して、弁護士とはどういうものなのか、どんな仕事をしているのか、どんなことを悩んでいるのかということを感じていただくのが大きな使命ではないかと日ごろ感じております。

それから今の制度の中で、学生から前期・後期が終わった後、アンケートを取っております。また我々講師も感想をアンケートという形で記載して学校側に提出しております。こういう制度をとった趣旨あるいはその効果、その反応、その辺、角田先生、いかがでしょうか。

学生アンケートの意義と結果

角田 学生による授業評価、広く言いますと、大学の「自己評価」、そういう動きを促進したいという動機がありまして、「司法演習」や「法曹論」だけではなくて、我々の方も昨年から取っております。項目は違いますけれども、それを全部集計して、それぞれの先生方にお渡しするというをやっております。

その大きな狙いは、とにかく教師というのは学生に教えてやるという一方通行です、ゼミですと双方で議論しますけれども、授業の場合はもっと一方通行で、わからないければ学生の方が悪いんだという意識が非常に強うございます。このよかれと思っていることが、学生にとっては一体どういふふうを受けとめられているのか。どういふところがいいと言い、どういふところが悪いと思っているのかがよくわかりません。それを見て、学生に何がわかるかということとを言う先生もいらっしやいますけれども、総体として、まじめにアンケートに答えているなと思います。確かに学生から見ると、そういうふうに見えるのだなということが

我々もわかります。そういう点で、まず最初に法曹会の先生方にアンケートを取っていただいて、我々の方に次はやるんだぞという覚悟で二段構えでやりました。

それから先行させていただいた理由は、我々は日ごろ接しておりますけれども、学生に教える機会を最初にお持ちくださった法曹会の方々に、一体学生というものはどういふものなんだ、どういふところに関心を持っているのか、何よりもお知りになりたいに違いない。その往復運動をやりながら、学生はこういうものなんだということに慣れていただくのが一番いい方法ではあるまいか、そのことを感じたのが始まりです。

そのことから、毎年「司法演習」を担当してくださっている先生方と反省会を開いております。そこで出た意見や要望については、今度は我々の方も、次のときにどういふ点を改善しなければいけないのかという受けとめ方ができますので、そのことの素材に使わせていただいている、この三点あるかと思えます。

新井 三和先生、学生のアンケートを取っ

ていただいて、当初予想したような効果といますか、あるいは違った、意外な反応というものはありましたでしょうか。

三和 アンケート自身は、学部長でありました角田先生が始めたわけでありまして、私自身は最初実は疑問を持っていたんです。

我々の方でやらなければいけない「自己点検・自己評価」は、みんないやがるものですから、とりあえず「司法演習」からやっただという経過がございましたけれども、結果といたしましては非常によかったですと思えます。こんなにいい効果が出るとは思っておりませんでした、学生に役立つかなと思っておりますが、結果が本当に良かったと思えますし、アンケートの回収率も「司法演習」が一番高いんです。そういう点では成功した一つの証になっていると思います。

「司法演習」の問題点

新井 ありがとうございます。

そのアンケートの中で、「司法演習に満足できなかった理由は何ですか」という問いに対して「参加者の意欲に差があり過ぎ

て授業効果が上がらなかった」という回答が相当数あります。生徒が大体二〇人前後いる中で、いろいろな取り組み方、あるいは意欲、そういったところに大変な差があるということは、我々講師の間でも意見が出る問題ですが、こういうことで問題点として二つ挙げられると思います。

一つは、ある程度勉強する意欲の強い人の仲間、あるいはそうでない人というような形での分類が、これから可能なのではないかという点と、人数をもう少し少ない規模でというのが講師側のアンケートの中に大分出ております。二〇人は多いから、できれば一五人、一〇人、このくらいの規模でクラス編成できないかというのが、講師のアンケートにも出ておりますが、その辺はいかがでしょうか。

三和 まず大学システムから申しますと、四月の入学ないしは二年生になりましたときの三月の終わりごろに、履修届を出さなければならぬものですから、後期から始まるものにつきましても、その段階で全部決めていかなければならぬわけです。そういう技術的な面で、実際上は一回で集め

まして、憲・民・刑の部屋を分けておきまして、そして、それぞれのクラスのカードを準備して、希望者を集めて配っていくという形でやっておりますので、そこで能力別といえますか、意欲別というのですか、そういうクラス分けがどこまで可能なのか、実際の事務上の問題からいって、難しいのではないかという気がいたします。

新井 この点について、授業内容というか、要項を各人ごとに発表するという制度とか、それで、生徒が、この先生はこういう方針で演習されるんだということで、生徒の方からも選択できる材料を提供して欲しいという要請がありますが、どのように配慮されているのでしょうか。

三和 従来も学生の希望に合わせてやってきたわけですが、従来の学生の選択を見ておきますと、はっきり言って、先生方がわからないものですから、時間割を見ておりまして、時間割が土曜の終わりごろになりましてと評判が悪いんです。

ですから、それにプラスされまして、本年度からは先生方が各講義方針を書かれたわけです。実は、講義方針を厳しく書かれ

た先生のところには、学生が来ないというのがありまして、ある特定の先生につきましては、極端に少ないんです。

なぜかといいますと、必ず試験をやるといふふうに書いてある先生のところには、学生が行かないんです。レポートでかえるとか、あるいはとにかく参加してくれるようにと、やさしく書かれた先生のところには多く学生が集まっているのじゃないか。

ですから、今年は時間割の要素と先生方の講義方針との両方の組み合わせでできていく面があると感じております。

新井 二番目の、「クラス編成で学生の人数をもう少し少なくできないか」ということについてはどうでしょうか。

三和 人数は平均してやっていけば、できる可能性はあるんですが、やはりなるべく学生の希望を生かしたいという気持ちがありますので、二〇名を若干超えましても、それを削って他に回すのは、なるべく避けたいと思って我々はやっているんです。だから、技術的にやろうと思えばできないことはないんですけども、希望している人を削って回しますと、先生にとりまして

は、第二志望になりますから意欲が減ってくるのではないかという気もいたしますし、現実に受講生を見えますと、一〇名以下のクラスもありますし、一〇名台のクラスもあります。時間割と講義要項のいいところでしたら、二五名ぐらい集まっているところもありまして、それはある程度ならそうと思えばならせないことはないんですけども……。

新井 例えば講師の数とコマ数全体を増やして……。

長内 講座数を増やしていくという形で考えますと、現在大体六〇〇人から六四〇人の受講生がいますので、二〇人編成で三〇数クラスが必要です。単純化していくと、そういうことになりますけれども……。

三和 これは、極端に言って「司法演習」は学生にとって、取っても取らなくてもいい科目なんです。ですから、希望どおりです。何名来るかは、我々はつかみきれないわけです。大体前年の実績からこうであらうということでしたが、それよりも多ければ、結局クラスの人数が多くなってしまう。例年予定しましたよりも、今年

は多かったと思います。それでもやはりバ
ラツキがありまして、多いクラスと少ない
クラスに分かれています。先生方を増
やしただけでは解決つかない。

長内 単純には解決つかない問題だと思
います。まず、「司法演習」の講座数を拡大
する方向で考える場合、一つはご協力いた
だけの先生の確保の問題があり、また拡大
した場合には、結局学生の選択によってバ
ラツキが出てくる。さらに法学部全体とし
て、専任教員と非常勤講師の比率の問題等々
もございます。このように、学生の数を大
体一クラス一五人を限度として考えるとい
う場合には、いろいろな問題を考えなければ
なりませんので、ちょっと研究させてく
ださい。

三和 いずれ来年度に向けてやるときに、
事務局からデータを出しますけれども、現
状で気がついておりますのは、二年生にな
りまして、前期・後期の二、三の演習がこ
ざいますが、多分同じだろうという形で我々
は組んだんですけれども、実際には二が多
くて三は少なくなっておりますので、三の
講座を減らして二の講座を増やすという技

術的な問題は事務局で今検討しております。
安原 「憲法」について、従来から……。

三和 「憲法」は了解ができました。「憲
法」は一を法曹会がやって、二、三を研究
者が担当するということを従来とってきた
わけでありますが、「司法演習」の趣旨が
単なる教育だけの問題ではない。OBの法
曹に接する機会を与える必要があるという
本来の趣旨を生かしまして、来年度からは
「憲法」の二も三も、全部法曹会でお願
いすることになりました。それは了解
がございましたので、来年度からはそういう
方針でお願いしたいと思っております。
新井 ありがとうございます。

講師の先生方に、この制度を今後どう
なふうに発展させていくか、お聞かせいた
だければと思います。

司法特設講座の発展のための課題

才口 このまま継続的に推進した方がよろ
しいかと思っています。我々が担当してお
ります「法曹論」とか「司法演習」が、ど
んな成果や効果をあらわすかについては、
近い将来必ずや成果があがると確信して

います。

具体的には、「司法演習」を担当して学
生と接触しているうちに、だんだんに受験
志向の学生が多くなってきました。休み時
間とか、講義の合間の会話の中から、徐々
に受験してみようという気持ちに変わって
くることがわかるのです。

昨年から新規に開設された多摩校舎の法
職講座ですが、昨年担当した「司法演習」
の学生に、受験を勧めたところ、二人受験
しまして、二人受かりました。そういうこ
とで、効果は徐々にではあるが、上がって
いくだろう。そのためには、継続的に中大
法曹会が講師を派遣する方法を真剣に考え
る必要があると思います。派遣講師の候補
者、人材はたくさんおられます。その選択
の方法について、具体的な基準を定め、継
続的に供給できる体制を整えることが重要
ではないかと思えます。

新井 実は私も法職教育検討委員会の中
での意見として、こういう司法特設講座の
内容を知っている方は、そうたくさんおい
でにならない。一部の方は知っていても、
知らない方が多いのではないか。そこで、

司法特設講座とはこういうものですよ、それで我々がみんなで大学に出かけて学生に接しているんですよ、ということ、本日の座談会で話し合う中から感じ取っていたで「よし、じゃおれもそういう講師をやろうじゃないか」という人たちの呼びかけの趣旨も一つ盛り込んで本日参加しているという実情があるわけでございます。

三和 その点でぜひお願いしたいんですけども、非常に生意氣な言い方ですが、我々見ておりまして、最初安原先生、その前の野宮先生が始められたころには、毎週出かけていって、そんな安いものでだれができるかという雰囲気がございます、先生方大変で、多分一年来られたらやめられるのかなと見ておりましたら、非常に熱心にやっていたいただきました。ありがたく思うんですが、それはやっぱり出かけていって学生と接触されて、学生が反応してくれば、教育というのはお金にかえがたいものがあるだろうと思いますので、ぜひ楽しみのあることを強調していただきましたら、法曹会の方々も参加していただけるんじゃないかと思えます。表面だけ見ますと、毎週拘束さ

れて、あんな安いものじゃ行けるものじゃないということがありますので、ぜひその辺のところをお願いしたいと思います。

新井 その点について、先程休憩時間になったが「学校に出かけるのが楽しみのようになった」というお話を伺いましたので、その辺のところをお願いします。

吉川 私は検事をやっていて、途中から弁護士に変わって、弁護士になりますと、いろいろな争いごとの中でストレスがたまる部分がございます。検事の時代は価値観が一本で、ずっと走っていったんですけども、弁護士はいろいろな価値観を持たなければいけない状態にあって、金曜日に子供たちのところへ行くのが楽しみで、さわやかな感じもしております。

三和 その学生が試験にどんな受かかってくれますと、また励みも出るだろうと思えます。

新井 このテーマの行く着くところの次の問題について、この「司法演習」を一年生、二年生で修了する、そうすると、その先どこに進むべきなのか、受け皿はどんなふう考えておられますか。一つは法職関係で

しょうか。

角田 「司法演習」を一年、二年に置きました理由は、学生に、将来、法曹の動機づけというのをずっと持つてもらいたいということと、身近に接することによって、それが強化されるということ、それと並んで、専門の教員の演習・ゼミは三年・四年から始まりますが、一年・二年の間は空白があるということがございまして、三年・四年は専門の教員が引き受よう、基本的には非常に単純ですけども、こういう区分けをしております。

もう一つは、司法特設講座の三〇四年のところに特講科目を置きまして、基本的には二単位を半期でやるんですけど、一、二と通年でもいいという講義を置きまして、司法試験の基本六科目「憲法」「民法特講」、それに加えて「行政法」もありましたか、特講という講座を置きまして、これは基本的には専任ないし兼任の教員で受け持とうではないか、そういう体制をとってまいりました。

先ほど才口先生が「民事訴訟法特講」を担当しているというご説明がございました

けれども、法曹関係者としては、才口先生に今年度から持っていたいでいるわけです。この特講の部分が今のところやや弱体です。専任教員の中にも、大学で教える教育と司法試験のための教育は共通性を持っているところが多いという考えに対して、いや、自分の研究を学生に伝えることの方がよりアカデミックな大学らしい教え方だと思っている先生、めんどくさいからいやだという先生と、大まかに言うると三つぐらいおります。もう一押しすれば、それは司法試験を勉強する学生にとっても法学教育の王道を歩むことになるんだと賛意を表してやってくださる専任の教員が、必ずしも多くないということを意味しているわけですね。新井先生がおっしゃいました2年生で「司法演習」を終わった学生を、どこで受けとめるのかという問題は、体制としては弱いところなんです。

もう一つは、多摩の法職を思い切って拡大して、そこにもう少し力を注ぐことが重要だと思えます。それは正規の授業とこういう司法特設講座を有機的に組み合わせることによって、もう一つ先の勉強を進めて

いってもらいたいと思っているわけです。

三和 それから司法特設講座と申しますのは、我々の認識では「法曹論」と「司法演習」だけではなしに、今お話がありました三年、四年の共通科目になっていきます。「特講」が入っているわけです。「特講」の狙いは、結局、講義を通年でやるのと違って、例えば民法なら民法の重要問題というテーマでもって論点的に民法の体系にとらわれずに、問題点をやっていく。そういう形で「司法演習」の人たちを受け入れて発展させていくという形で組んでいまして、その中には二単位ですから、半年ずつでも外部の先生方にも来ていただいて、やっていただければ効果が出るだろうということ、才口先生にもお願いしたんです。そういう形で「特講」の使い方が、今のところうまくいっていないんですけれども、将来、充実させていくつもりでおります。

新井 ありがとうございます。

この制度は大変評判がよろしいということ、中大法曹会としても、これから講師の派遣の継続性ということについては、最大の努力を払っていききたいと思えますので、

大学側としても、これを発展するようにしてご支援を願いたいと思えます。

それではここで司会を代わります。

四、司法試験制度の変革とそれに 対応する方策

伊井 レジュメに従いますと、二の3の中
大法学部の司法試験への対応の問題、三の
これからの法曹養成教育と中大法曹会の役
割の問題が残っているわけですが、今まで
の話の中で、随分それに関わることも出て
きておりますので、それに沿って進めてい
きたいと思えます。

ご承知のように、今年から司法試験の制
度が大きく変わります。いわゆる丙案と言
われているものですが、三回以内の受験者
に対して優遇枠ができる。そういうものが
できたことによって、結局学生たちがある
意味では戸惑いと、どう利用したらいいの
かということを考えていると思えます。予
備校は、その指導を盛んにいろいろな形で
やっているようですが、予備校によって対
応が大分違う。ある予備校は頻繁に受ける

うかということだと思ふのです。その意味で私どもの方にも反省すべき点がたくさんございます。

その点、残念なことに、私ども大学サイドには、司法試験という課題をある意味で敵視する雰囲気になつたわけではございません。そういった雰囲気が例えば、学研連と教授会との間で、いろいろな摩擦や感情のぶつかり合いを生んできた背景になつているように思います。本当は、両者が中央大学における、法曹教育全体の中でそれぞれの役割を協力的に果たすべきなのです。その中で、学部が担当するのは、法曹を目指す諸君にとつてもそうではない諸君にとつても、共通の、基礎体力をつくるための教育をきっちり提供することだと思います。そして、それを前提に、可能性のある諸君がより専門的な受験体制に入っていくという関係をつくり上げていかなければならぬんじゃないか、これがまず総論でございます。

さて、具体的な課題としまして、先ほど三和先生からご紹介がございましたが、在学生の受験者数が一〇年前の八〇〇という

数字からずっと落ちてきて、現在四〇〇を割り込んでいます。これを克服するためには、四年生までに、短答式にきちっと向かえる学生をどれだけ多くできるか。そのために大学受験者数の減少という客観的な情勢の中で、母数となる法学部進学者をどのように確保していくかが最大の課題だろうと思ひます。その母数確保も、ただ漫然と法学部の入学定員を増やすのでは無意味です。実際に過去の合格実績を見えますと、やはり法律学科、特に昼間部法律学科の定員を拡充する形で確保していくことが重要です。臨時定員の恒常定員化という課題も、こうした視点から取り組んでいく必要があります。

もう一つは、夜間部をどのように考えていくのか。現在、法学部ではまだ確定的な方針を持つに至っていませんが、現状のままではいけないということについては、私どもの認識は一致しております。前任の角田先生の時代に、いわゆる夜主型への転換という考えが叩き台として示されましたが、その中で、限りなく、昼間部の学生諸君の学力水準に近い層を夜主コースに迎え入れ

ることができるかどうか、緊急の課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

もう一つは、夜間部問題との連動もございますが、やはり司法試験等の各種国家試験の成果を出すためには、また、法学教育一般のレベルを上げていくためにも、昼の法律学科を初めとする昼間部の時間割をゆとりをつくる必要があります。現在は昔と同じような形で、ここから先は夜間部という時間割になつております。そのために、例えば法職講座や公務員講座の開設の場合に、過密な時間割の中でどうやって組むか非常に難しい問題となつています。そういう意味では全体としての学部教育の時間割の中で、課外の講座を十分に取り組めるぐらいのゆとりを持った時間割の編成を考へなければならぬと考えております。

入学定員を拡充していくという場合に、ただ、漫然と数を広げても意味がないわけで、意識を持った学生たちをどうやって迎へ入れるか。先ほどレジュメの中で優秀な人材という言葉で書かれてございますが、やはり司法試験の場合には、入学時に優秀

であるかどうかも勿論ですが、挑戦の意欲を継続的に維持していくことが絶対必要です。そういう意味で一つには、附属高校の生徒を対象に——これは慶応義塾大学の物真似と言われるかもしれませんが——将来職業として法曹へ進んでいくことの意義や可能性をPRしていかなければならない。これは附属高校のみならず、推薦入学指定校についても必要と思います。これまでは一般入試の過去実績をベースに推薦指定校を選定してまいりましたが、今後は一定の目的意識を持った形で、指定校を開拓して法曹という世界へ進もうとする諸君たちが、より多く法学部へ進めるチャンスを増やすことも必要であろうと思います。

同時に、そういう形で入ってきた学生諸君に（もちろん一般入試の諸君も含めてですが）司法試験へのチャレンジング・スピリットをどういうふうに植えつけていくのかも大切です。その点過去四年間進めてまいりました「司法演習」「法曹論」が大変大きな役割を現在進行形で果していると思います。これを含めて、いかにチャレンジング・スピリットを養成していくのか。先

ほど、現在の中央大学の学生気質というところで、他大学、特に我々がライバルとして今後も競争していかなければならない大学の学生に比べると、どこかに負け犬意識を背負っている学生が多いという指摘がありました。これを取り払うと同時に、法曹という職業に魅力を感じる学生を育てていかなければなりません。そのためには地味な努力を続けるしかないだろうと私は考えております。

次に、学部教育と受験指導体制の機能分ける必要と考えます。これは先ほど中村先生からご紹介がありましたように法職ができましたときには、動機づけの機能から始めて、三つの機能を法職が担うべく期待されておりました。その後「法曹論」「司法演習」等ができてきて、ある意味では既に一定の分業が法職との間では行われているわけです。こうした分業と協同の体制を学部と法職だけでなく、学研連との間にもつくり上げていくことが必要です。

学研連と学部及び法職との関係をどうのようか考えていくのか、先般来、学研連委員長の山岸先生や瀬川先生・木村先生と懇談

の機会を持たせていただいておりますが、私どもの方にもまだ具体的なイメージがございません。この辺について、中大法曹全体の観点からお知恵を拝借できればと思います。

もう一つ、この間各地を回らして、親御さんたち、あるいは学生たちと会ってござりまして、実質的な受験層というものをどうやって確保するのか。先ほど吉川先生からお話がありました、受けたらよさそうと思う学生がむしろ逃げていく、中クラスというかBクラスの学生の方がむしろ何となく居残って受験を繰り返している。ある意味で親御さんたちとの話し合いの中で、大学が「君は別な道へ行った方がいい」という決断をしてやる仕組みが必要なのかなとも思います。受ける、受けると太鼓を叩くだけじゃなくして、一定期間受験勉強に取り組む中で、やはり適性なり可能性なりというものが見えてくる時期があるんだらうと思います。今のところは母数確保といえは受験者数の確保ということになりますが、ある段階を経たところで、実質的な戦力となる層をどれだけ選抜していく

のか、この仕組みを考えなければならぬ。この仕組みができれば、親御さんたちの不安をある程度取り除いてやる事ができるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、中央大学の現状では、司法試験がオールオアナッシングの試験になってしまっており、学生たちにとって、非常にとっつきにくいものになっているという事実がございます。そういう中で一定数以上の者が試験に確実に取り組んでいくためにも、ぜひ短答式の早期合格を具体的な目標として、体制を整えていかねければならないのではないかと考えます。長くなりましたが、以上でございます。

受験三回優遇枠と学生への指導

伊井 短答式の早期合格といっても、果して自分が今受けていいものやら、迷いがあろう。受験三回枠というものができたことによって、法職の学生たちの中にも、自分は今年受けてもいいのかという悩みも出てくると思います。そういう悩みを相談するところが欲しくなる。そういうことに関する指導は大学として何かお考えでしょうか。

三和 まず総括的に申し上げておきますと、回数制限という問題は、一番重大なことであると思います。まだデータを取っておりませんけれども、去年までの傾向から申しますと、論文合格者は不思議に四回目が圧倒的に多いんです。それが引っ掛かっているということになりますと非常に困ったなというのがあります。

もう一点は、先ほどから言っておりますように、在学中に少なくとも短答式を受からせたいという希望があるんです。これを早くやり過ぎますと、三回制限に引っ掛かってしまうという矛盾があります、結論的に申しますと、一つは回数制限は撤廃の方向で弁護士会の方にお願したいということが一番大きなことです。

それ以外のことにつきまして、細かい点を申し上げますと、一つは、法職としては前からやっていたんですけれども、今年から特に重点を置きまして「受験指導相談コーナー」を設けております。現在、夏休み中もやっております、特に現在の修習生に無理を言っています、土曜日に来てもらって、受験相談や回数なんかの問題で、自分が今

年受けていかどうかを具体的に相談する体制を取っております。

それから、それ以外も、現在月曜から土曜まで（夏休み一斉休暇を除く）ほとんど開設しております。この宣伝がうまくいっておりませんために、現在どこまで利用しているかわかりませんが、この利用を呼びかけていって、そういう悩みにこたえていきたいと思っております。

先ほど学部長が言っておりましたオールオアナッシングの問題に関しまして、私自身としましては、今日の話からずれますので、簡単にしておきますけれども、公務員試験との並行をある程度考えていくことができないだろうかというふうな点が将来の課題になってくるのではなからうか。例えば県庁あたりとの関係で、ある程度まで頑張っていた者は、そちらへ行くという方向も考えられるような感じがいたします。

それから司法試験制度の改革の問題につきまして、最近感じておりますことは、先生方ご存じだろうと思えますけれども、実は回数制限だけじゃなしに、試験内容が大幅に変わってきております。今年の試験を

見ましても、憲・民・刑は、割に高度な試験になっておりまして、憲・民・刑を除きますと、基本的な問題に返ってきつつある。商法の問題などを見ますと、まさに学部 of 学生の方が受かりやすい試験になっている。そういう点で、指導体制を考えていかなければならないわけでありませうけれども、やはり基礎が非常に大事になってきている。本当に基礎的な問題ですから、受験のペテランはかえって戸惑って、答案構成がでないのではないかと感じがいたします。

それから短答式にしましても、前から問題だったんですが、今年あたりは公務員試験の問題と非常に近寄ってきつつある。そうしますと、東大、京大の連中は、公務員試験と掛け持ちでやっておりますから、短答式は共通で受けられる可能性が出てきている。だから、司法試験だけをやっているのが、必ずしも有利でなくなりつつありますので、内容的な点も我々指導体制として考えていきたいと思えます。

いずれにしろ、最近の改革の方向は、中央大学にとっては厳しい状況じゃないかというところが現実であります。

伊井 大学の方でいろいろと新しい試みやら、いろいろな制度をやっていることとされることはよくわかりましたけれども、結局、我々実務法曹の側で、果してどういふ協力が今後とも可能なのかという問題が出てくると思います。

学研連との協力の問題あるいは中大法曹会としてどれだけの協力ができるかということについて、松崎先生、何かご意見ございますでしょうか。

学研連と中大法職講座の関係
松崎 ここにご出席の先生方は、大半が学研連出身者だと思いますので、私が申し上げるのは僭越かと思いますが、ただいま司会の方からのご指名でございますので申し上げます。

私は長い間、学研連傘下の研究室の運営に携わってきました。それから一昨年は、学研連の委員長をやらせていただいた経験から発言いたしますが、これはあくまでも学研連の統一した意見ではございません。あくまで私の経験に基づく個人的な意見でございます。しかし、個人的な意見とい

ながら、私は理事長にも、それから理事会でも、折に触れて同じようなことを申し上げておりますので、学校当局におかれまして、特に法学部長あるいは三和先生にご理解をいただきたいということ、法曹会の諸先生方にもご理解とご支援をいただかなければいけないという観点で申し述べさせていただきます。

大学と学研連との関係は、古い古い関係でございますことは、皆さんご承知のとおりでございます。学研連は大正の末期から昭和一〇年までに六つの研究室ができたので、今日まで六〇年〜七〇年の歴史を有するわけでございますが、中央大学出身の司法試験の合格者の約七〇%から八〇%は、この六つの研究室で目的を達成していたと思うんです。

ところが、現在では六つの研究室で中大全体の最終合格者の約三〇%になっております。ことほどさように、いろいろな原因や理由があり、学研連だけの責任じゃないと思います。学研連の中大合格者への寄与度が低下してきております。学研連の研究自体が、特に最近客観的情勢が変わった

中で、充分対応しきれなくなってきたということだと思えます。一言で言えば、制度疲労を来しているということなんです。

具体的に言えば、以前は各研究室自体で答案練習会とか、研究室出身の教授、助教授あるいは合格者が研究室に行つて、個別指導ができたんです。ところが、どんどん世の中が忙しくなったということもあるし、それから合格者がだんだん低下してきているから、指導体制がだんだん低下してきている。

よって悪循環により合格者を出せないという今日的な状況になっているんですね。そのことでいみじくも、大学当局も学研連だけに任せておけないという認識もあつたことだと思えますけれども、ようやくと云つては大学当局に失礼かもしれませんが、法職講座をつくり、大学当局も直接対応するシステムをつくつてくださったわけで、この点、中央大学総体から見れば非常にありがたいことなんです。

大学と学研連の関係というのは、大学当局にお叱りを受けるかもしれないけれども、我々の先輩が大学の施設、つまり物的な施設を無償で提供を受けまして、司法試

験の合格者を送り出す養成は、先輩がそれぞれ行っていたわけです。それは今日も現状は変わっていません。

どこでどうするかということで、学研連と学校当局とがいろいろ交渉をしていますけれども、例えて言うならば、大学と学研連との関係は、私は「相撲部屋論」というのを唱えているんですが、学生は大学の学生だけれども、司法試験に受かるための養成は研究室が相撲部屋としてよろしくその養成を受けもっているんですよ。これは頼まれたわけではなく、自主的にやっているんですが客観的には大学当局から委託を受けてやってきたという関係だと思つてですよ。

ところが、日本相撲協会と相撲部屋、中央大学と学研連の研究室との大きな違いは、大学当局は養成費用を一銭も出していないということなんです。相撲部屋は相撲協会が、風呂代からまき代から全部出して養成して関取にするという仕組みになっていますね。関取にするということは、研究室へ入って司法試験に合格して初めて十両になるようなものです。十両から前頭が上がって

て、弁護士会長ぐらいになれば三役でしょう。か、最高裁判事や検事総長、日弁連会長になれば横綱になったというものでしょう。ところが、現在では私ども先輩として力がなくて対応できず、答案練習もやらない、個人指導も充分できないということで、研究室の運営をしていることで手一杯というところなんです。ですから、その辺何とかありませんかということ、私は学校当局にお願いしているんですけども、そう簡単にいかないんですね。

もう一つ、相撲部屋というのは、今五〇ぐらいあるんですが、十両までの関取は各部屋一人か一人半ぐらいで、いない部屋もあるんですよ。

ところで、研究室でも何としても合格者を出そうとしますから、最低一名か二名は合格するように運営すると思つてんですよ。そこで私が言っているのは、全くの戦術論ですが、中央大学として今後合格者を最低三桁の数字に乗せていく必要があります、一〇〇名合格させるためには、そういう意味で研究室を四〇〇ぐらいつくって、平均して二名か三名、合格させることに全力をあげ

る。だから、私は研究室を三〇〇四〇位お
つくりになったらどうでしょうかと言うん
ですけれども、これには施設が必要だし、
金が必要だから、現実的じゃないでしょう。

そこで学研連と学校の関係はどうしたら
いいかということなんですけれども、研究
室はそれぞれ歴史と伝統がございますから
一概に言えないんですが、私の個人的な意
見としては、この際、司法試験合格云々の
ために、今までやってきた運営権を、大学
の法職の方に大政奉還する。大学で六つの
研究室、一二の研究室を、今法職の定員が
少ないというお話もあってのことですから
従来の名前を冠するか、冠しないかは別に
して、第二研究室、第三研究室、第四研究
室：から一二研究室ということで、大政奉
還する。大学当局がそれを受け取るのには
いろいろな受入れ態勢をつくらなければな
らないと思いますけれども、運営のため
の人が必要ですから、大学当局で人をそれに
配置するということになれば、人件費も必
要でしょうが、そういうことは先輩が今後
とも無償でやっていく。法職の中にまるこ
と大学と研究室の協力体制ということで、

講師を派遣したり、研究室へも法職講座か
ら受験させる。研究室をまるごと法職が受
け取って、組み込んでもらうというのが一
番早い方法かなと思っっているんです。

先ほど長内法学部長が、この関係をどう
いうふうにしたらいいかというお話もあっ
て、学研連でも決まっておりませんが、学
研連自体が何よりも今の自分たちの学研連
をどうしようか、そういう窮状に当面して
いることは客観的に間違いないので、この
辺を学校当局ともども、できるだけ早くそ
ういう体制をつくって、さっき私が言った
ように一〇〇名の合格者を目指して大学と
もども頑張っていく、一緒にやらせていた
だきたいというふうに思うのでございます。
これは私個人の意見でございますが、よろ
しくご理解とご支援のほどをいただければ
ありがたい。あまりにもドラステックな
意見で、そんな意見はだめよということ
であれば、どこがだめなのか教えていただき
ながら、協力してやらせていただければと
思っている次第でございます。

柳澤 松崎先生のご意見に対しまして、追
加したいと思えます。十何年前に、法職

運営委員会が設置されたときに、私は学研
連の委員長をしていました。学研連・中大
法曹会は大学側に、法職での受験指導を要
請したわけです。学研連は、法職の運営は
学研連に任せてほしい、駿河台の記念館は
二フロアー欲しいという要請をしているわ
けです。そして中大法曹会にもご協力をい
ただきました。その結果、大学では大学の
経費を使う以上は、学研連には法職の運営
を任せられない、予算の運用責任があるか
らということで、委員の人数等が決まった
わけです。当初からこのような発想で法職
運営委員会の設置を要請いたしました。十
何年前、法職のスタートするときから、そ
ういう発想であったということをつけ加え
させていただきます。

伊井 現学研連事務局長の木村先生、いか
がでしょうか。

木村 私が述べることでも、もちろん学研連
を代表してというものでも、意見をまとめ
たものでもないんですが、確かに大学ない
し法職に大政奉還するという議論は、学研
連の内部にもないわけじゃないんです。

ただ、私は実際にそういう形でスタート

したときに、法職の指導体制がどうなるかということを考えてみるべきだと思います。法学部長が言われた一〇〇人の合格者を出すために、一学年一〇〇人の研究室員しか育てないというのでは足りないのは明らかです。ところが、現状の多摩の法職研究室は定数四八です。一学年に割ると一人名という数字ではないんです。これに対し、学研連が一年間でとる学年ごとの人数は、一二団体で大体一〇〇人ぐらいです。つまり、現状では学研連と法職講座の研究室を合わせても一〇〇人ちょっとぐらいの学生しか研究室の席は与えられていないんです。ところが、実際に各学研連や法職の研究室を受けにくる人は一学年大体二〇〇人ぐらいいるんです。せつかくのこの二〇〇人をうまく生かすためにはどうしたらいいのか、この人たちにいかに勉強の場を与えればいいのかということを考えなければいけないと思います。もちろん学研連がこの二〇〇人を全部収容するのは、現状の施設面からいって無理だと思います。

ですから、大学が中心になって法職講座が今よりも広い研究室をつくるべきだと思いますけれども、しかし、どこまで広く大きくできるのかと言えばおのずと限界があるのではないのでしょうか。例えば一学年五〇人とかいう研究室では、やはり研究室としての運営はできないだろうと思います。そう考えると、私は大政奉還論というのは、少しドラスティックすぎる考え方だということを感じがして、そこまで一気に行くのは現状では無理なのではないかと思えます。むしろ学研連と法職とでようやく二〇〇名からの学生を育てられるのではないかと思えます。例えて言えば法職講座の答案練習会とか多摩の答案練習会を一つの稽古場の土俵にして、そこに私どもの研究室の学生がそれぞれから出ていって稽古をする。そこには法職の研究室の室員も来る。その競争の方がむしろ合格者を相乗的に増やしていくことにもなるのではないかというふうに私は思っております。

中大法曹OBのこれからの役割

中村 学研連の果してきた役割には確たるものがあるわけですが、それが先ほど松崎さんがおっしゃったように学研連の機能が既に終わったという認識を持ち得るかどうかが第一の問題だと思います。それから、現在の学研連をどう活用するかは、大まかに言って学研連の入室志望者を大学でどういうふうに吸収できるかという問題です。又、現に入っている室員をどう活用できるだろうか、それから合格者はどう使えるかという、その三点からいろいろな施策が考えられる余地があるような気がします。

殊に、中大法曹会として一番問題なのは、大学の「司法演習」なり「特講」なりに、どういう人を送れるかというシステムづくりの問題があります。実は、野宮幹事長のときに、私は法職教育検討委員会の委員長をやってチューターを送り込むためにどうするかということで、大変激論をしたことがあるんですが、その途中で「司法演習」の問題が起って来て、講師派遣に変わってきて、今、中大の法職教育検討委員会は、人材派遣のための検討機関みたいに変質しつつあるわけですね。これをもう少し横断的な意味で組織化するか、幾つかのレベルからの検討が可能ではないかという気がし

ます。

伊井 ありがとうございます。

学研連に限らず、中大法曹会という、言ってみれば我々法曹OBが、大学における法曹教育に関わっていくことが始まってもう十何年になるわけですが、ただ、歴史を考えますと、学研連という存在は、かつてはどちらかという存在は、存在であったことは確かなんです。大学の授業なんか受けるなどと言っていたのは事実なんです。そういう思い入れを持っている先輩が随分いて、それが変容していくことに対してすごく抵抗をお持ちになっていることも事実です。

ただ、学研連——中大法曹会にしてもそうですが、我々法曹OBが、いかに大学の法曹教育に関わっていく、協力してやっていくか、そういう時代になっていると思いますので、そういう協力体制を今後も双方で検討していかざるを得ないんじゃないかというふうに思います。

大分時間も経過しまして、まだまだ論じなければならぬ問題は多々あるかと思えますけれども、時間になりましたので、こ

の辺で終了させていただきたいと思えます。

最後に中大法曹会事務局長の森田先生の方から、閉会のご挨拶をお願いいたします。



森田 本日は、中大法曹会の座談会に、大学側からは長内法学部長を初め角田、三和両教

授、大場事務室長、また、大学の理事、監事の先生、法職講座関係の諸先生および学研連、執行部の先生方に多数ご参加いただき長時間にわたって熱心にご討議をいただき、深く感謝申し上げます。

今日のお話の中に、中央大学に入ってきた学生の自信のなさ、意欲のなさをどういうふうにして解消するか、が非常に重要であると論じられました。そしてそれについて、大学の先生方はもちろんのこと、法職講座の先生方も実務的な側面から、学生に直接話しかけ、学生の意見を聞いてこれを払拭しようと努力しておられることが非常に印象的でした。

この話を聞いて、この自信のなさ、学生の意欲のなさを解消した後、特に、学生の

意欲を継続的に保持させていくということが非常に重要であると考えます。法職講座の先生方はもちろん、学校当局でもこの点に留意していただき、学生が法学を勉強し、ひいては司法試験を受験し、必ず合格するんだという意欲を継続するようご支援下さいますようお願い致します。

また、長内法学部長は、四年生の短答式合格者数を増やすことを具体的な一つの目標にすればいいのではないかとおっしゃっております。その他にも真近の具体的な目標を設定することができると思います。これらの目標に向かって努力することが非常に重要であろうと考えます。

最後に、本日出席の先生方はじめ関係者の方々の非常なご努力によって、着々と効果があらわれているやに感じました。そして中央大学が司法試験合格第三位に甘んずることなく、第一位に向かって邁進しておられるので、将来は非常に明るいと考えます。

また、この座談会記事を法曹だけでなく、大学当局並びに学生にも読んでいただき、大いに参考にしていただきたいと思います。そし

て効果を上げていただきたいと念願し私の
挨拶といたします。

今日はどうもありがとうございます。

(拍手)

伊井 どうもありがとうございます。

(拍手)

